

令和８年度第１回三重県脱炭素社会推進幹事会 次第

日時：令和８年８月２０日（木）９：３０～１０：００

場所：オンライン開催（Zoom）

１．三重県域における温室効果ガス排出状況について（資料１）

２．事務事業における温室効果ガス排出状況及び取組状況について（資料２）

【配付資料】

資料１ 三重県域における温室効果ガス排出状況について

資料２ 事務事業における温室効果ガス排出状況及び取組状況について

資料２－１ 各部局等における温室効果ガス排出量実績

資料２－２ 各部局等における LED 照明設置状況

資料２－３ 各部局等における電動車導入状況

参考資料１ 三重県脱炭素社会推進幹事会設置要綱

参考資料２ 電気使用及び燃料等（電気以外）による温室効果ガス排出量

並びに各部局等における温室効果ガス排出量推移

参考資料３ 令和８年度三重県電力調達に係る環境配慮方針

1. 三重県域における温室効果ガス排出状況について

2. 事務事業における温室効果ガス排出状況及び取組状況について

三重県域における温室効果ガス排出量の現状

- ・直近の確定値である2023（令和5）年度において25,817 千t-CO₂となり、基準年度の2013（平成25）年度と比べて**13.1%の減少**となりました。
- ・近年、**横ばい傾向**にあります。

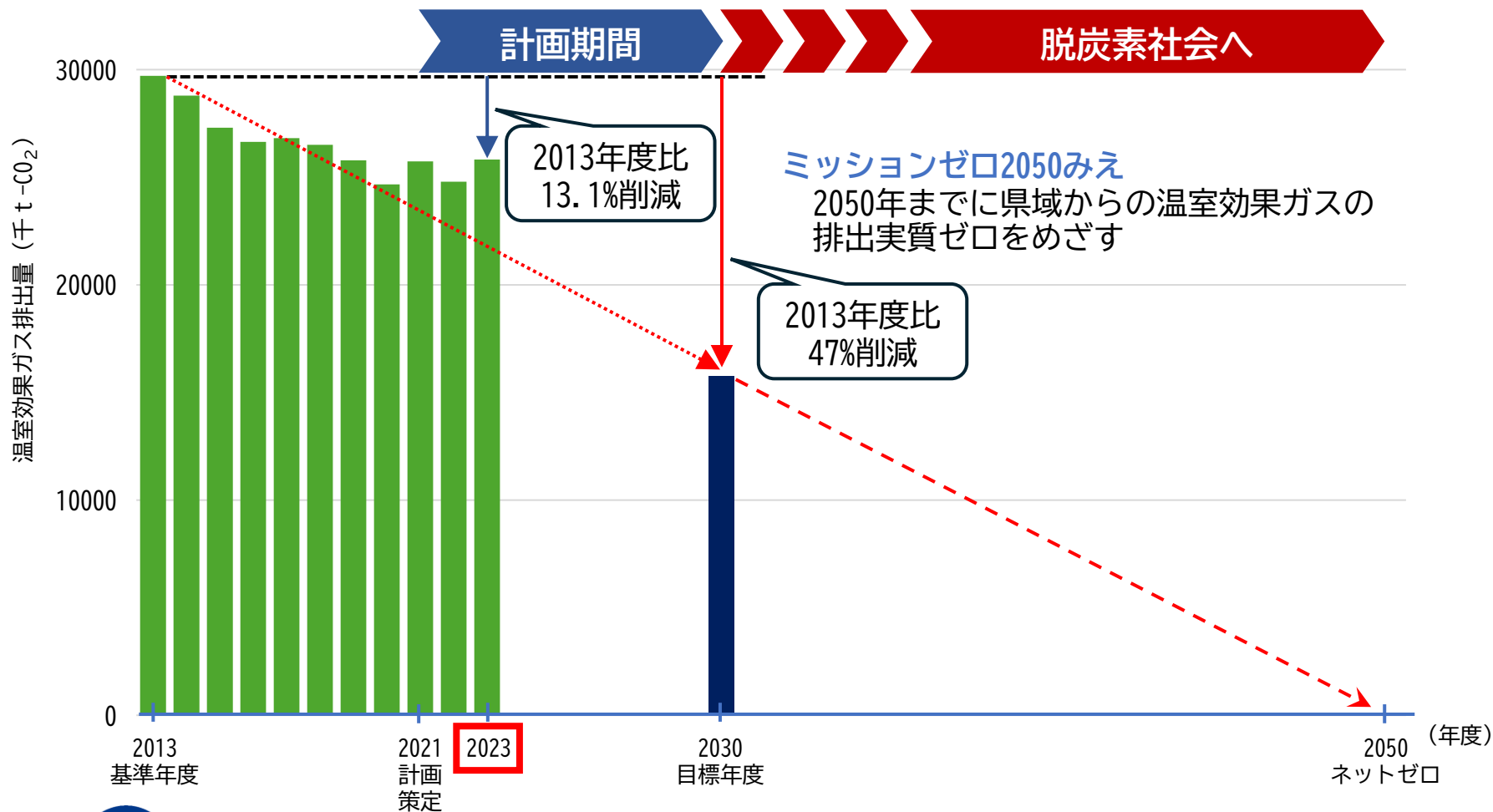


図1 2030年度に向けた削減目標と2050年に向けた削減イメージ

三重県域における温室効果ガス削減目標の達成に向けて

- ・ 2030年度削減目標（2013年度比47%削減）を達成するため「実効性を高め」、そのうえで、2050年ネット・ゼロに向け「中長期を見据えて」取組を進めていく方針。

実効性を高める

2026年度から2030年度までの5年間に地域脱炭素の実行集中期間と位置づけ、取組を強化する必要がある

- ☞ **施策の重点化、K P I の設定**により計画の実効性を高める必要性
- ☞ 削減目標の達成には、再生可能エネルギーの活用が不可欠。
一方で、地域との共生と環境への配慮が必要。

中長期を見据える

国の計画との整合性を図り、2030年度以降を見据える必要がある

- ☞ 中長期的な観点を持ち、脱炭素の観点からウェルビーイング（高い生活の質）をめざす必要性
- ☞ **ペロブスカイト太陽電池等新たな技術の活用**の必要性

令和9年3月、「三重県地球温暖化対策総合計画」を改定予定

1. 三重県域における温室効果ガス排出状況について

2. 事務事業における温室効果ガス排出状況及び取組状況について

事務事業における温室効果ガス排出量の現状

- ・ 2025（令和7）年度は過去最低値を記録し、基準年度の2013（平成25）年度と比べて**28.4%の減少**となりました。
- ・ 事務事業における温室効果ガス排出量を大幅に削減するためには、**60%を占める電気由来の排出量を削減する**必要があります。

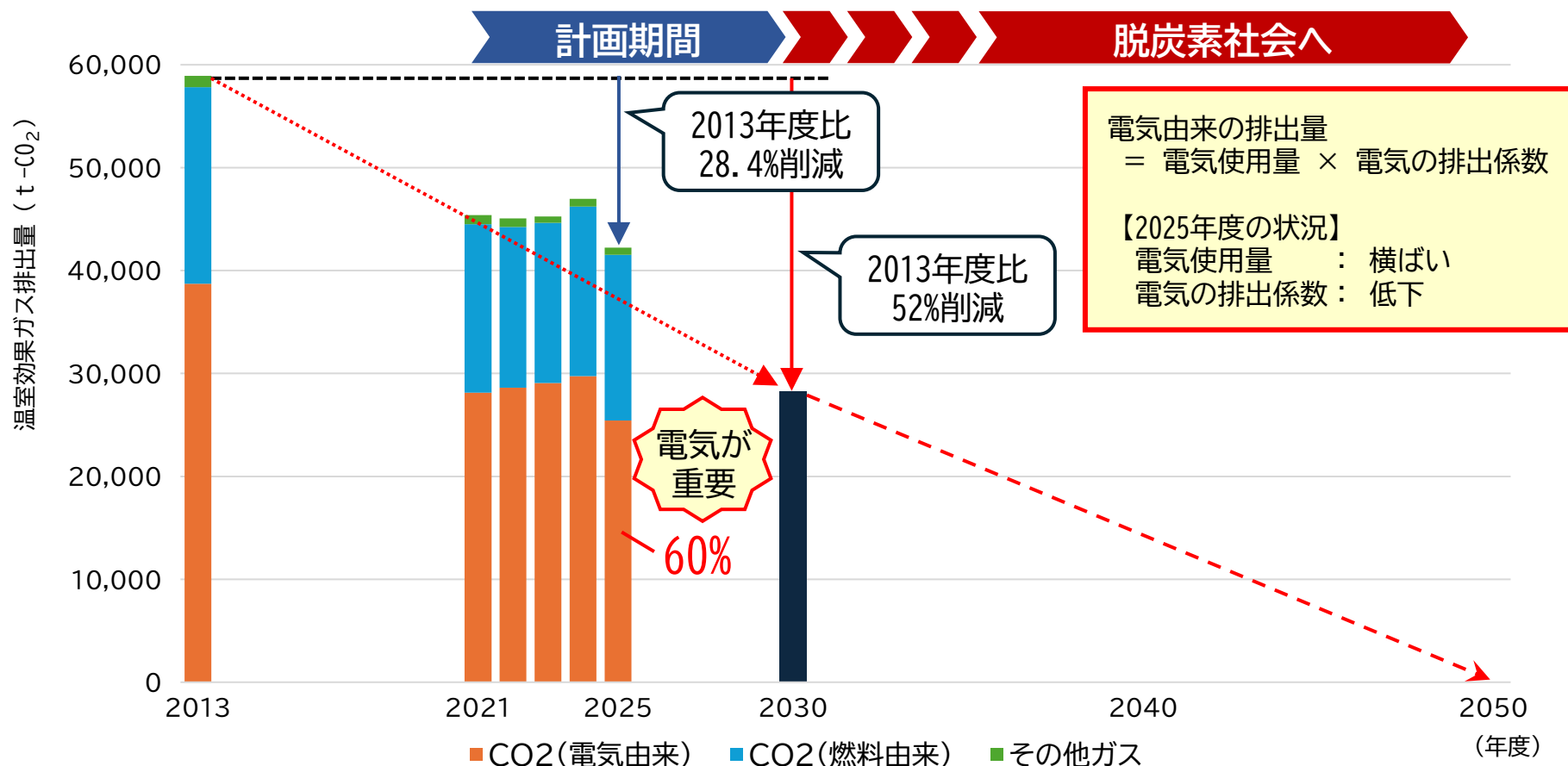


図2 2030年度に向けた削減目標と2050年に向けた削減イメージ

事務事業における温室効果ガス排出量の現状(部局別)

- 温室効果ガス排出量の上位5部局のうち4部局（教育委員会、警察本部、地域連携・交通部、環境生活部）において、前年度と比べて、主に電気由来の排出量が減少しました。

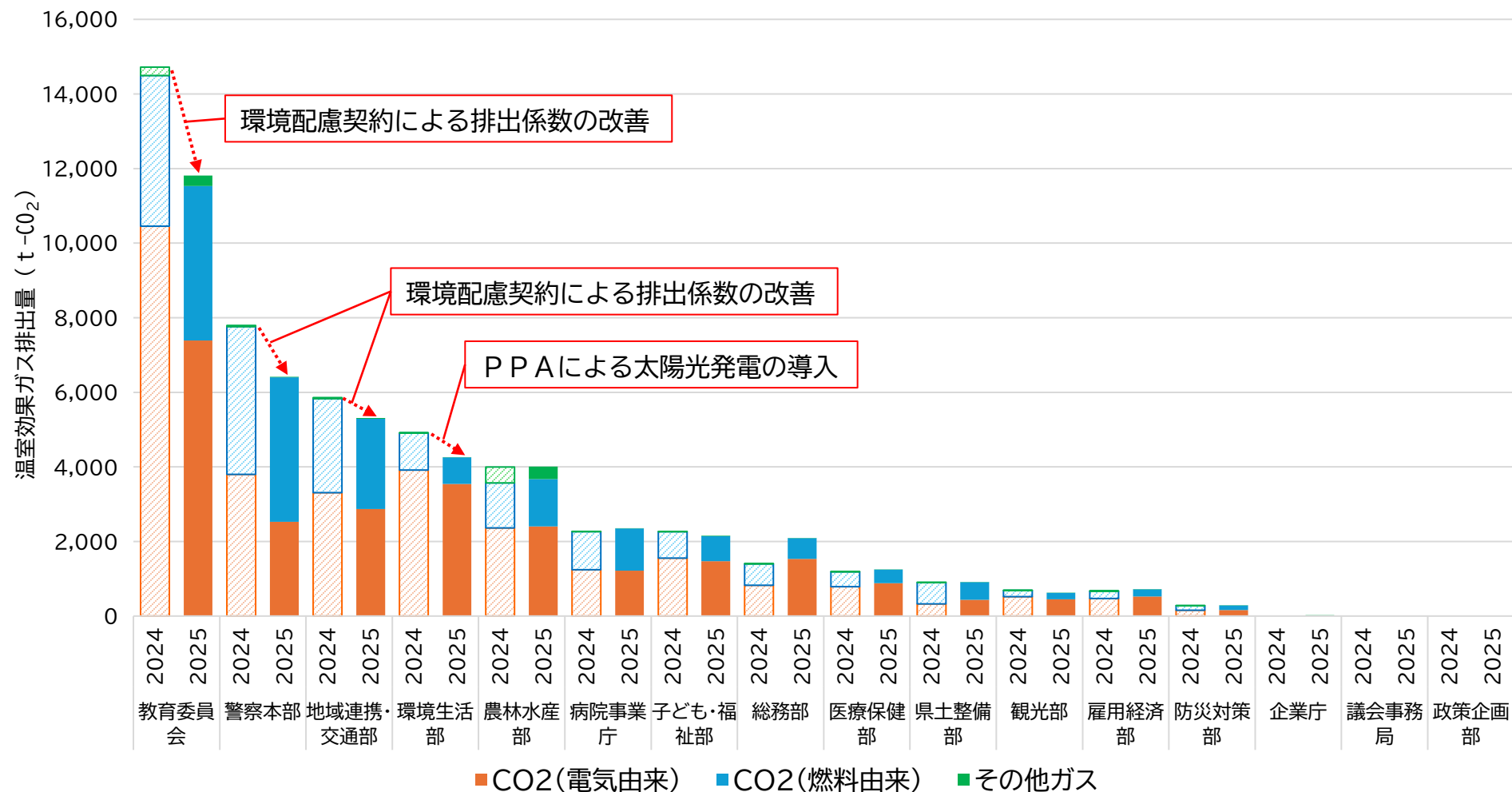


図3 2025（令和7）年度における各部局の温室効果ガス排出量

事務事業における温室効果ガス排出量の現状(部局別)

・ 温室効果ガス排出量の上位5部局（教育委員会、警察本部、地域連携・交通部、環境生活部、農林水産部）で全体の排出量の4分の3を占めます。

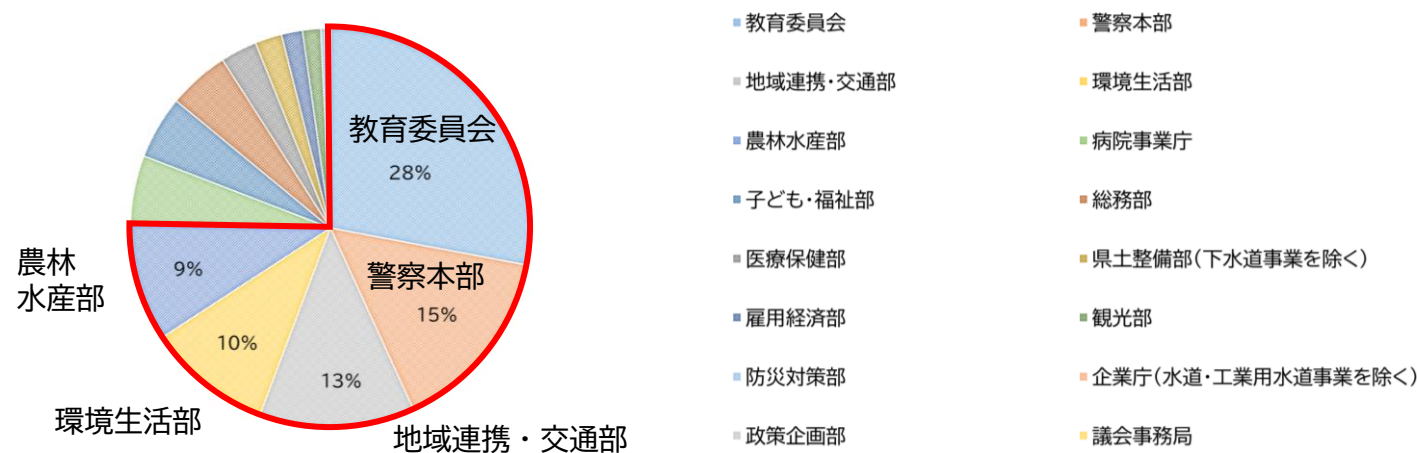


図4 2025（令和7）年度における各部局の温室効果ガス排出量の割合

表1 排出上位5部局における温室効果ガス排出量等の前年度比較

部局名	2024年度					2025年度				
	CO ₂ (電気)	CO ₂ (燃料)	その他 ガス	電気 使用量	電気の 排出係数	CO ₂ (電気)	CO ₂ (燃料)	その他 ガス	電気 使用量	電気の 排出係数
教育委員会	10,454	4,041	224	21,082	0.496	7,386	4,144	284	21,398	0.345
警察本部	3,799	3,962	31	9,870	0.385	2,527	3,872	18	9,803	0.258
地域連携・交通部	3,309	2,521	28	8,540	0.387	2,871	2,420	20	8,423	0.341
環境生活部	3,915	993	4	9,274	0.422	3,541	714	3	9,697	0.365
農林水産部	2,363	1,207	426	5,619	0.420	2,403	1,269	336	5,888	0.408

(単位) 温室効果ガス排出量：t-CO₂
電気使用量：MWh
電気の排出係数：kg-CO₂/kWh

削減取組の現状

- ・電気由来の排出量を削減するためには、「県有施設へのさらなる太陽光発電の導入」と「電気の排出係数の改善」が課題です。

表2 温室効果ガス削減目標達成に向けた主な取組状況

取組内容		削減効果	2030年度に向けての追加実施の目安	取組状況(2025年度)	進捗
2021年度における2013年度比削減割合		▲23%			
	L E D照明化	▲9%	LED化率100%	65.2%	○
電気	太陽光発電の導入(自己設置型、P P A※)	▲5%	5,810kW導入	873kW (うちPPA:369kW)	×
	電気の排出係数の改善	▲10%	0.25kg-CO ₂ /kWhに改善	0.356kg-CO ₂ /kWh	△
燃料	公用車の電動化	▲1%	電動車化率35%	28.7%	○
	省エネ機器への更新	▲2%	—	実績あり	—
—	Z E B化、窓の高断熱化	▲2%	—	実績あり	—
2030年度における2013年度比削減割合		▲52%			

○：目安達成見込み △, ×：現状のままでは目安達成が困難

※P P A（電力購入契約）とは、太陽光発電を導入する手法の一つです。 8

これまでの削減取組の一例

LED照明化

○ 警察本部

2022（令和4）年度に、10年リース契約により113施設に約32,000本のLED照明を導入しました。

公用車の電動化

○ 環境生活部（三重県人権センター）

2024（令和6）年度に、ゼロカーボンドライブ事業として、ソーラーカーポート及び電気自動車1台を導入しました。



窓の高断熱化

○ 地域連携・交通部（四日市庁舎）

2021（令和3）から2023（令和5）年度にかけて、庁舎の193箇所を高断熱窓を導入しました。



太陽光発電の導入(PPA)

○ 地域連携・交通部（伊賀庁舎）

2023（令和5）年度に、PPA（電力購入契約）を活用した太陽光発電設備の導入を行いました。（2024（令和6）年4月1日から運用開始）



○ 環境生活部（三重県総合博物館）

2024（令和6）年度に、PPA（電力購入契約）を活用した太陽光発電設備の導入を行いました。（2025（令和7）年4月1日から運用開始）



令和7年度の主な削減取組

表3 令和7年度の主な削減取組

取組内容		取組部局	取組の具体例
電気	L E D照明化	総務部、地域連携・交通部、医療保健部、子ども・福祉部、環境生活部、農林水産部、観光部、県土整備部、企業庁、病院事業庁、教育委員会、警察本部	—
	太陽光発電の導入	地域連携・交通部、環境生活部、県土整備部	桑名庁舎、津庁舎、斎宮歴史博物館、雲出川左岸浄化センターで、太陽光発電の導入（P P A）に係る公募型プロポーザルを実施
	電気の排出係数の改善	総務部、地域連携・交通部、医療保健部、病院事業庁、教育委員会、警察本部	環境配慮契約を積極的に実施 （※三重県電力調達に係る環境配慮方針に基づく契約の実施割合が5割以上）
燃料	公用車の電動車化	総務部、地域連携・交通部、防災対策部、医療保健部、子ども・福祉部、環境生活部、農林水産部、県土整備部、企業庁、議会事務局、教育委員会、警察本部	松阪庁舎でゼロカーボンドライブ事業として、ソーラーカーポート及び電気自動車2台を導入
	省エネ機器への更新	総務部、県土整備部、企業庁	空調設備、電気設備等の更新
—	Z E B 化	警察本部	交番1施設の建替（ZEB Ready相当）、駐在所3施設の建替の設計（ZEB Ready相当）

令和7年度の主な削減取組

公用車の電動車化

○ 地域連携・交通部（松阪庁舎）
2025（令和7）年度に、ゼロカーボン
ドライブ事業として、ソーラーカー
ポート及び電気自動車2台を導入しま
した。



太陽光発電の導入(PPA)

○ 地域連携・交通部（津庁舎）
2025（令和7）から2026（令和8）年
度にかけて、PPA（電力購入契約）
を活用した太陽光発電設備の設置工事
を行いました。



LED照明化

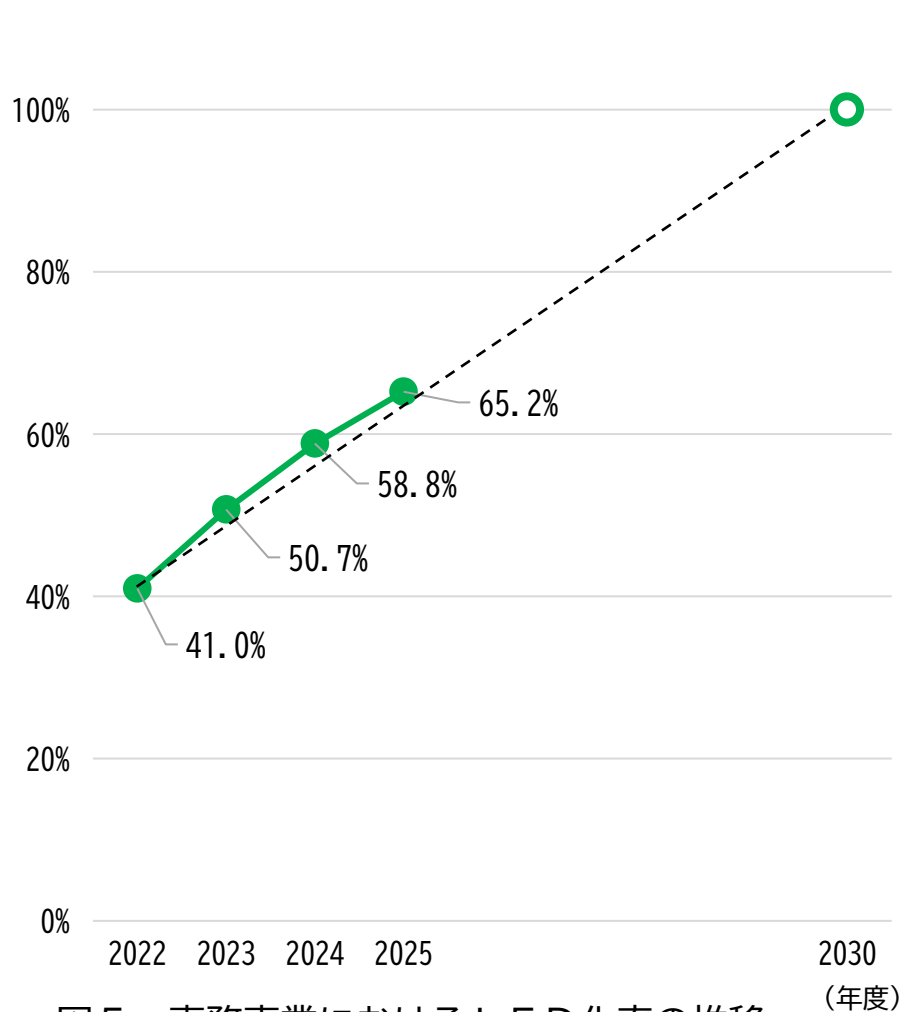


図5 事務事業におけるLED化率の推移

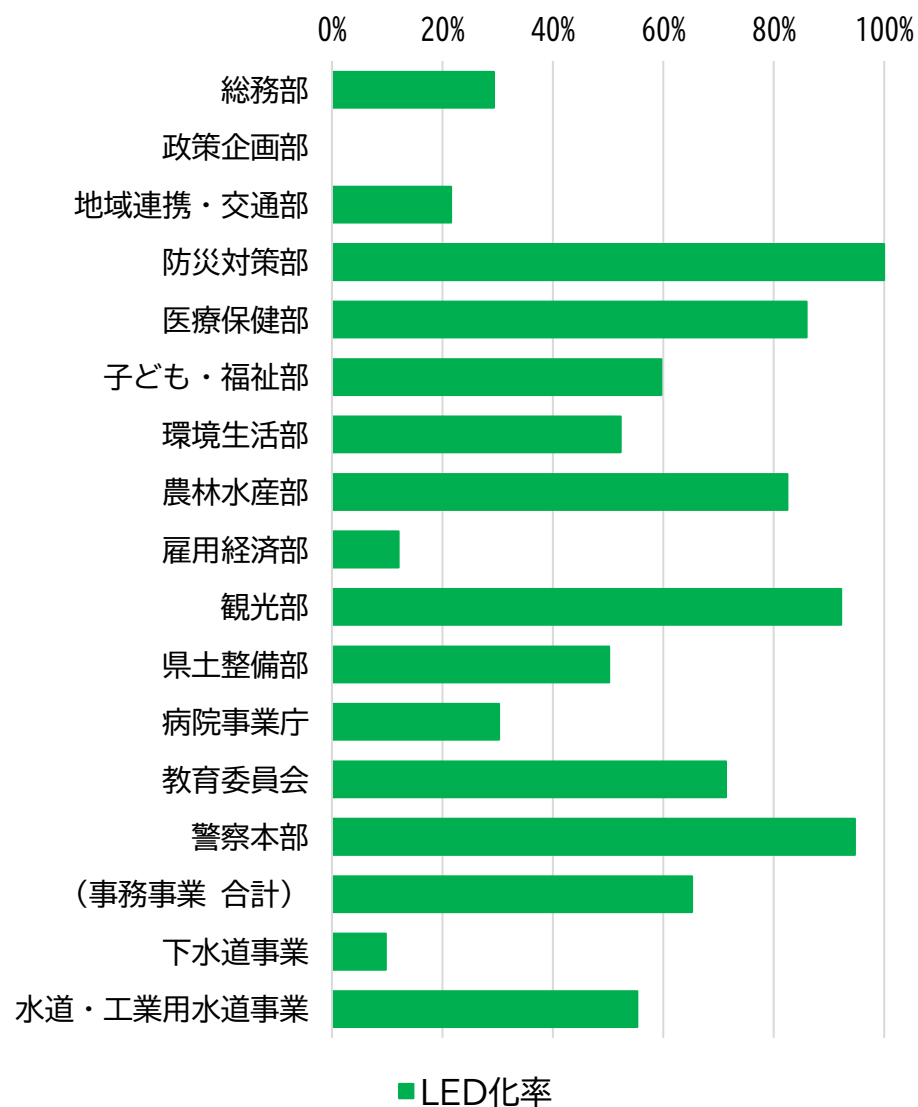


図6 2025（令和7）年度における各部署のLED照明化

公用車の電動車化

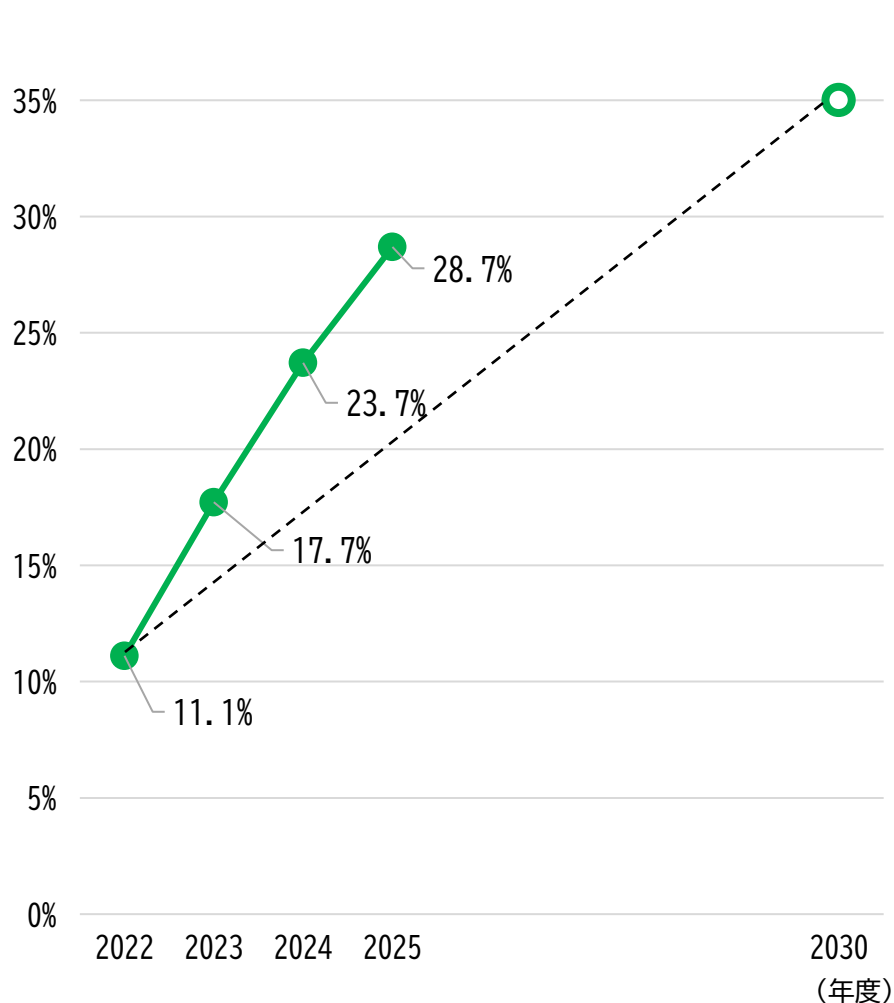


図7 事務事業における電動車化率の推移

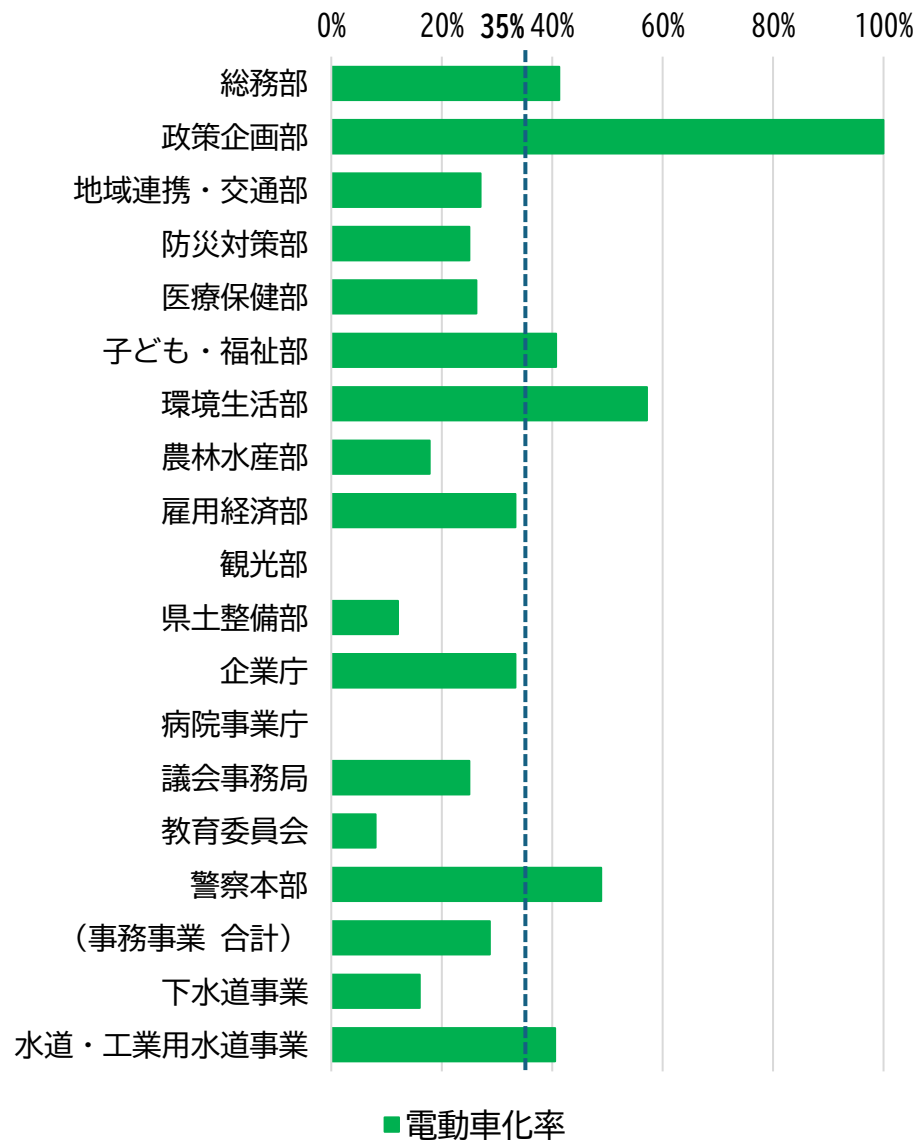


図8 2025（令和7）年度における各部局の公用車の電動車化

太陽光発電の導入

現状

2030（R12）年度までの導入目安：5,810kW

2025（R7）年度までの導入実績：873kW

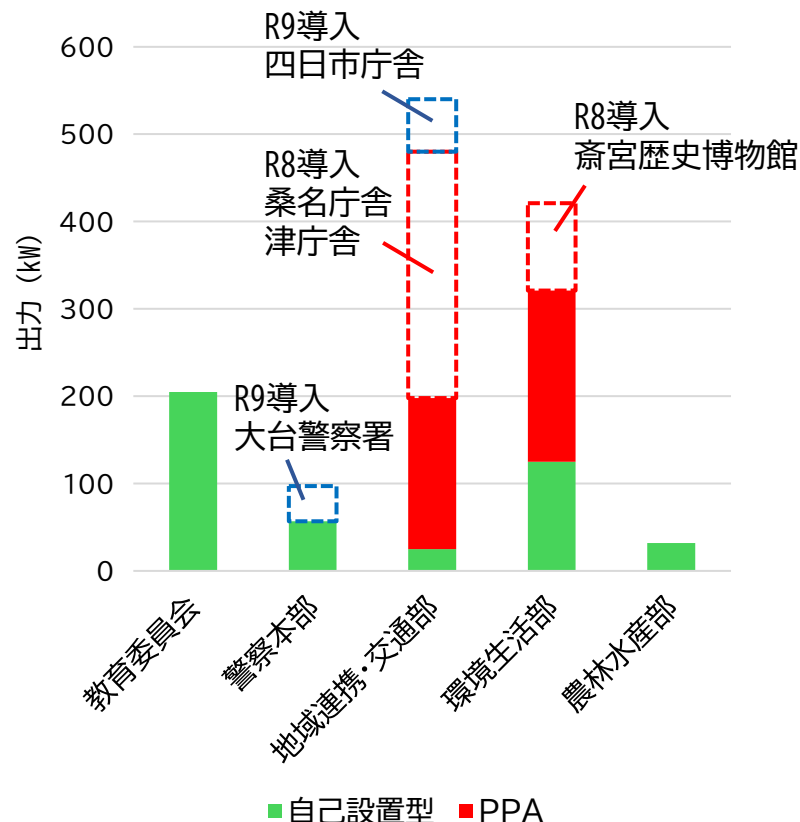


図9 排出上位5部局における太陽光発電設備(稼働)の設置状況

課題解決に向けた方策

1. PPAモデルの横展開

実績

- ・環境共生局でのノウハウの蓄積
- ・庁内連絡調整会議を令和7年度に設置
- ・県土整備部（雲出川左岸浄化センター）でPPAに係る公募型プロポーザルを実施

今後

- ・令和9年度PPA導入対象施設(案)を選定

発注方式	部局名	施設名	想定出力
一括	警察本部	大台警察署	40kW
	地域連携・交通部	四日市庁舎	60kW
	医療保健部	保健環境研究所	40kW
	企業庁	長島導水ポンプ所	20kW
		山村浄水場	50kW
単独	県土整備部	南部浄化センター	950kW
		松阪浄化センター	310kW
	合計		1470kW

2. 自己設置型太陽光発電設備の導入

- ・従来型の太陽電池及びペロブスカイト太陽電池 14

<参考> 他県の先進事例

ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業 公募結果

	実施団体	導入場所	設置対象	導入規模	電池タイプ	導入方式
一次公募結果 (R7.11.18)	さいたま市	小学校(体育館)	屋根	5.28 kW	フィルム型	自己所有
	滋賀県	博物館 高等学校(体育館)	屋根	29.92 kW	フィルム型	自己所有
	福岡県	高等学校(体育館)	屋根	14.52 kW	フィルム型	自己所有
二次公募結果 (R7.12.10)	福岡市	小学校(体育館) 中学校(体育館)	屋根	25.08 kW	フィルム型	自己所有

滋賀県

令和8年7月13日プレスリリース
薄型軽量の国産フィルム型ペロブスカイト太陽電池を
県有施設へ全国初実装

- ・導入施設
八幡工業高校（設置面積160㎡、導入容量12kW）
- ・今後導入予定の施設
琵琶湖博物館（設置面積 70㎡、導入容量 5kW）
守山北高校（設置面積160㎡、導入容量12kW）



（出典：滋賀県HP）

電気の排出係数の改善

現状

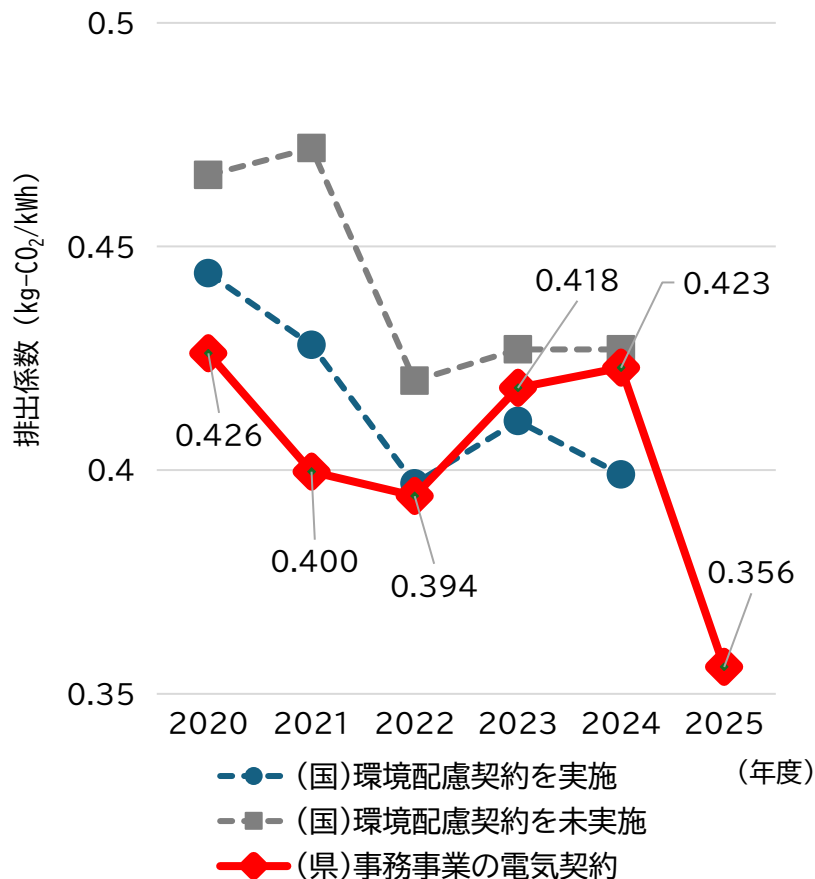


図10 国の電気契約先の平均排出係数、
県の電気契約先の平均排出係数の推移

課題解決に向けた方策

1. 環境配慮契約の実施

実績

- ・ 令和 8 年度三重県電力調達に係る環境配慮方針を改定（令和 8 年 3 月改定）
➡一般競争入札を行う場合に、**再生可能エネルギーの導入割合**（調達する電気の**原則40%**）を設定
➡教育委員会（県立学校77施設）と地域・連携交通部（鈴鹿庁舎）において、本方針に基づき入札が行われ、落札されました。

今後

- ・ 警察本部においても、本方針に基づき入札が行われているところ。

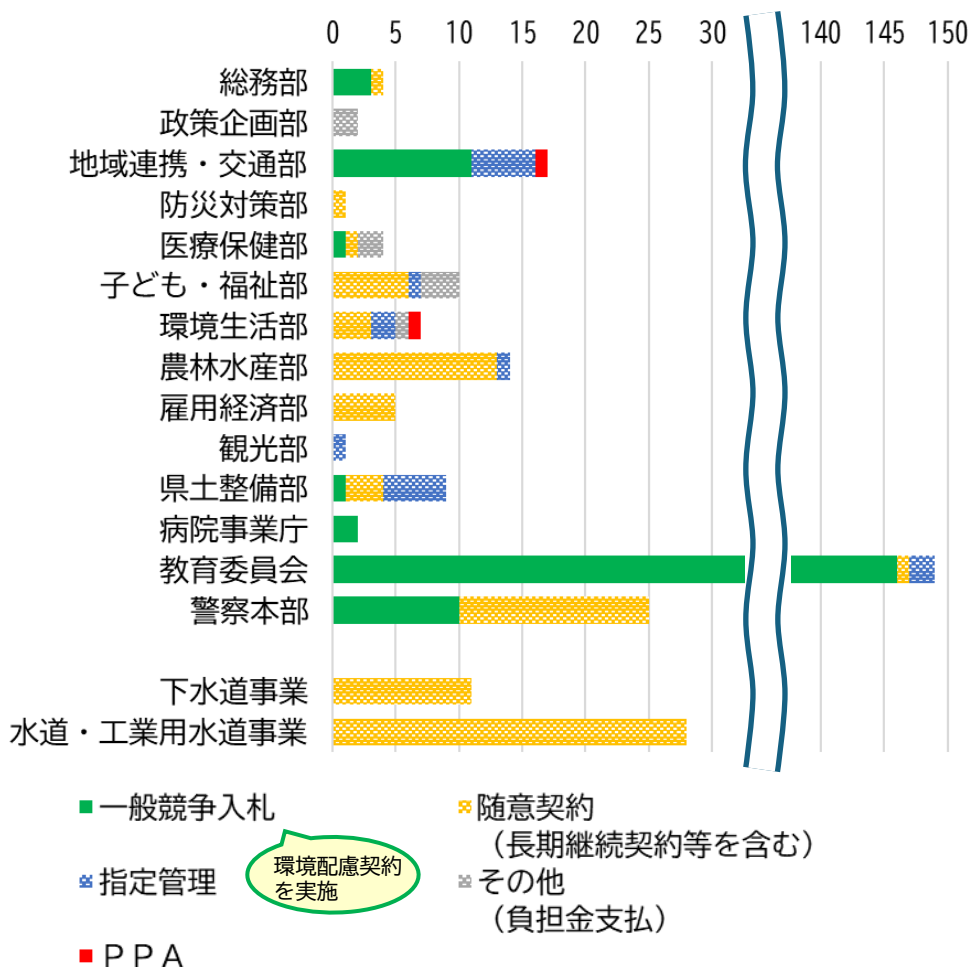
2. 総合評価落札方式の導入検討

- ・ 国は電気の調達に関して「総合評価落札方式」を令和 9 年度から本格導入します。
（令和 8 年 3 月に環境配慮契約法に基づく基本方針を改定。令和 8 年度は移行期間。）
- ・ 国の動向を踏まえ、県でも導入検討します。

電気の排出係数の改善

電気の供給を受ける契約の契約方式

令和7年度 契約件数



令和7年度 使用予定電力量に応じた割合

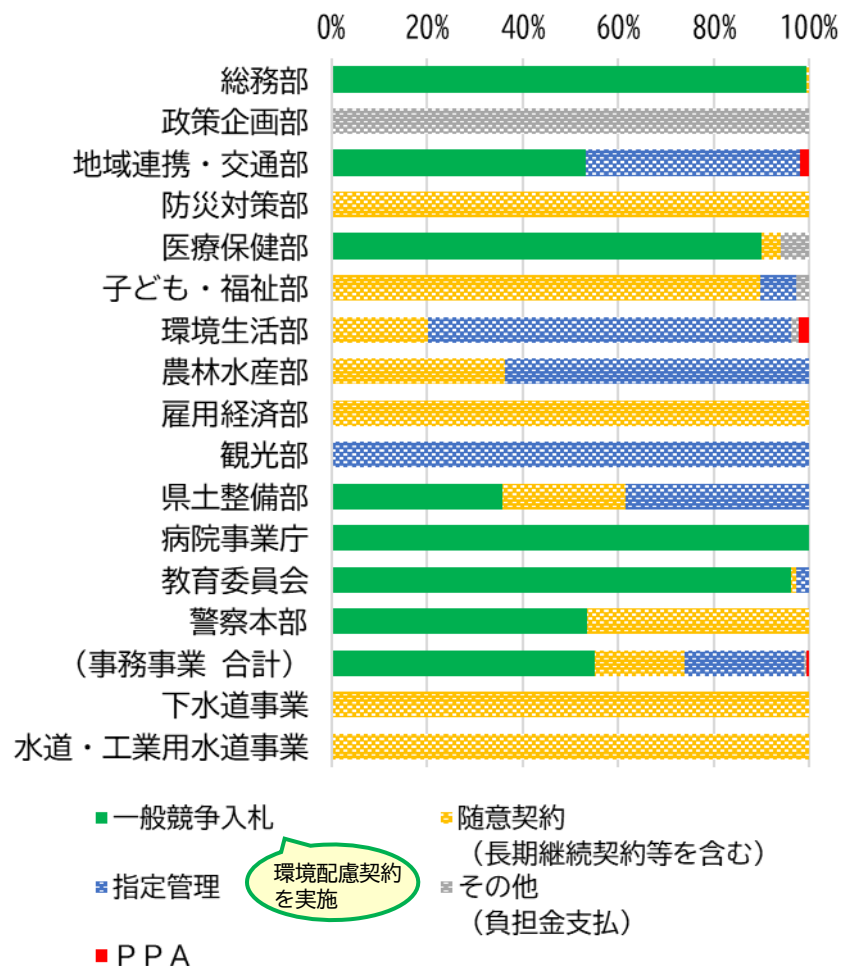


図11 部局別の電気の供給を受ける契約の契約方式【高圧・特別高圧】

<参考> 令和8年度三重県電力調達に係る環境配慮方針に基づく 落札資格保有事業者

	事業者名	排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)
1	岐阜電力株式会社	0.000
2	リエスパワー株式会社	0.000
3	ゼロワットパワー株式会社	0.008
4	バンプーパワートレーディング合同会社	0.194
5	エフビットコミュニケーションズ株式会社	0.211
6	株式会社イーセル	0.300
7	エバーグリーン・マーケティング株式会社	0.308
8	R E 1 0 0 電力株式会社	0.348
9	コスモエネルギーソリューションズ株式会社	0.349
10	株式会社エネファント	0.372
11	中部電力ミライズ株式会社	0.376
12	関西電力株式会社	0.396
13	日本エネルギー総合システム株式会社	0.399
14	株式会社エネット	0.414
15	伊藤忠エネクス株式会社	0.422
16	株式会社F P S	0.425
17	九電ネクスト株式会社	0.436
18	株式会社V-Power	0.447
19	丸紅新電力株式会社	0.454

(令和8年7月27日時点)

庁舎使用燃料の抑制や燃料転換

燃料由来の温室効果ガス排出量を減少させるため



- ・ 燃料使用量の抑制に留意した施設の運転管理
- ・ 設備・機器の更新時期をとらえた省エネ機器への更新や燃料転換

表4 2025（令和7）年度における燃料由来の温室効果ガス排出量の上位の施設

	部局名	施設名	CO ₂ (燃料由来) (t-CO ₂)	主な使用燃料
(庁舎使用燃料)				
1	地域連携・交通部	三重県営鈴鹿スポーツガーデン	1,827	A重油、LPG
2	病院事業庁	こころの医療センター	1,086	都市ガス
3	環境生活部	三重県立総合文化センター	617	都市ガス
4	子ども福祉部	三重県身体障害者総合福祉センター	277	都市ガス
5	医療保健部	保健環境研究所	267	灯油
(公用車使用燃料を含む)				
1	警察本部	警察署等	3,872	都市ガス、ガソリン
2	総務部	本庁舎等	538	都市ガス、ガソリン
(船舶使用燃料を含む)				
1	教育委員会	水産高等学校	940	船舶燃料（A重油）
2	農林水産部	水産研究所	335	船舶燃料（軽油）

事務事業における温室効果ガス削減目標の達成に向けて

- ・ 2030年度削減目標（2013年度比52％削減）を達成するため、部局毎に2030年度までの行動計画を策定します。
- ・ 併せて、ペロブスカイト太陽電池等の導入目標の設定を検討します。

行動計画（案）

計画の主な削減取組について、部局毎に2030年度までの実施目標を設定

取組内容		削減効果	2030年度に向けての追加実施の目安	2026	2027	2028	2029	2030
2025年度における2013年度比削減割合		▲●%						
電気	L E D照明化	▲●%	LED化率100%					
	太陽光発電の導入(自己設置型、P P A)	▲●%	導入可能性●●kW					
	電気の排出係数の改善	▲●%	0.25kg-CO ₂ /kWhに改善					
燃料	公用車の電動車化	▲●%	電動車化率35%					
	省エネ機器への更新	▲●%	—					
—	Z E B 化、窓の高断熱化	▲●%	—					
—	県産自然由来カーボンクレジットの活用	▲●%	—					
2030年度における2013年度比削減割合		▲52%						

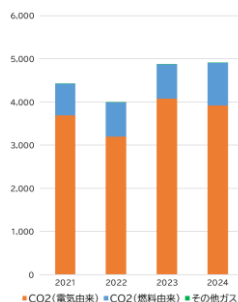
事務事業における温室効果ガス削減目標の達成に向けて

行動計画策定の手順

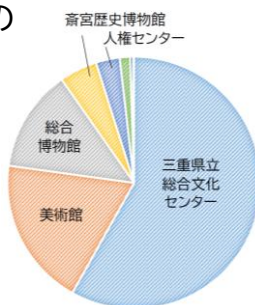
手順1 温室効果ガス排出量カルテの共有

各部局の特徴を整理したカルテを共有します。

部局毎の
排出由来
の内訳



施設毎の
内訳



手順2 2030年度までの実施目標の設定

52%削減目標達成のために必要な削減取組を整理し、2030年度までの実施目標の目安を共有します。当該目安を踏まえ設定していただきます。

(例)	2025	2026～2030				2030
	現状	LED化 電動車化 省エネ化	電気の排 出係数の 改善	太陽光発 電の導入 (PPA)	追加 措置	合計
削減 効果	▲23%	▲9%	▲10%	▲5%	▲5%	▲52%

手順3 削減行動と実施時期の設定

2030年度までの削減行動と実施時期の目安を共有します。当該目安を踏まえ設定していただきます。

例えば、

- ・電気の排出係数の改善
➡行動：環境配慮契約の実施
庁内勉強会（今後開催予定）への参画
- ・太陽光発電の導入
➡行動：PPA・自己設置による導入
庁内連絡調整会議への参画

取組内容		削減 効果	2026	～	2030
2025年度における2013年度比削減割合		▲●%			
電気	LED照明化	▲●%			
	太陽光発電の導入	▲●%			
	電気の排出係数の改善	▲●%			
燃料	公用車の電動車化	▲●%			
	省エネ機器への更新	▲●%			
—	ZEB化、窓の高断熱化	▲●%			
—	県産自然由来カーボンクレジットの活用	▲●%			
2030年度における2013年度比削減割合		▲52%			

[部局毎に作成]

- 三重県域における温室効果ガス削減目標の達成に向けて、施策の重点化、K P I の設定により、計画の実効性を高める必要があります。
- 事務事業における温室効果ガス排出量を大幅に削減するためには、60%を占める「電気由来の排出量」を削減する必要があります。
- 「太陽光発電の導入（P P A）」について、地域連携・交通部、環境生活部、医療保健部、県土整備部、企業庁、警察本部が取り組んでいます。
「電気の排出係数の改善」について、教育委員会、地域連携・交通部が先行して環境配慮契約に取り組んでいます。
- 削減目標の達成に向けて、部局毎に2030年度までの行動計画を策定し、併せて、ペロブスカイト太陽電池等の導入目標の設定を検討します。

各部局等における温室効果ガス排出量実績

部局名	2013年度 温室効果ガス 排出量(t-CO ₂)	2024年度 温室効果ガス排出量(t-CO ₂)					2025年度 温室効果ガス排出量(t-CO ₂)					2030年度削減目標 (対2013年度)
		温室効果ガス内訳			増減割合(%) (対2013年度)		温室効果ガス内訳			増減割合(%) (対2013年度)		
		CO ₂ (電気)	CO ₂ (電気以外)	その他ガス			CO ₂ (電気)	CO ₂ (電気以外)	その他ガス			
総務部	2,269	1,404	58.8%	40.9%	0.3%	▲ 38.1%	2,100	73.1%	26.8%	0.1%	▲ 7.4%	▲ 52%
政策企画部	11	8	100.0%	0.0%	0.0%	▲ 24.8%	8	100.0%	0.0%	0.0%	▲ 26.6%	▲ 52%
地域連携・交通部	7,383	5,858	56.5%	43.0%	0.5%	▲ 20.7%	5,310	54.1%	45.6%	0.4%	▲ 28.1%	▲ 52%
防災対策部	334	281	55.3%	42.8%	1.9%	▲ 15.6%	290	55.5%	42.2%	2.2%	▲ 13.2%	▲ 52%
医療保健部	1,457	1,191	66.2%	33.5%	0.3%	▲ 18.3%	1,248	70.7%	29.1%	0.2%	▲ 14.4%	▲ 52%
子ども・福祉部	2,329	2,266	68.6%	31.2%	0.2%	▲ 2.7%	2,159	68.2%	31.0%	0.9%	▲ 7.3%	▲ 52%
環境生活部	5,269	4,913	79.7%	20.2%	0.1%	▲ 6.8%	4,257	83.2%	16.8%	0.1%	▲ 19.2%	▲ 52%
農林水産部	5,743	3,996	59.1%	30.2%	10.7%	▲ 30.4%	4,008	60.0%	31.7%	8.4%	▲ 30.2%	▲ 52%
雇用経済部	731	665	70.2%	29.6%	0.2%	▲ 8.9%	716	72.4%	27.5%	0.1%	▲ 2.1%	▲ 52%
観光部	1,209	686	75.7%	24.2%	0.1%	▲ 43.2%	621	72.4%	27.5%	0.1%	▲ 48.6%	▲ 52%
県土整備部(下水道事業を除く)	1,250	907	36.0%	62.8%	1.2%	▲ 27.4%	919	47.7%	51.4%	0.9%	▲ 26.5%	▲ 52%
企業庁(水道・工業用水道事業を除く)	89	13	66.3%	33.0%	0.7%	▲ 85.3%	14	66.0%	33.6%	0.4%	▲ 84.0%	▲ 52%
病院事業庁	2,959	2,266	54.8%	45.0%	0.1%	▲ 23.4%	2,351	51.9%	48.0%	0.2%	▲ 20.5%	▲ 52%
議会事務局	10	7	0.0%	99.1%	0.9%	▲ 31.0%	6	0.0%	99.7%	0.3%	▲ 38.5%	▲ 52%
教育委員会	16,423	14,718	71.0%	27.5%	1.5%	▲ 10.4%	11,815	62.5%	35.1%	2.4%	▲ 28.1%	▲ 52%
警察本部	11,533	7,792	48.8%	50.8%	0.4%	▲ 32.4%	6,418	39.4%	60.3%	0.3%	▲ 44.4%	▲ 52%
計	58,998	46,972	63.3%	35.1%	1.6%	▲ 20.4%	42,238	60.2%	38.2%	1.7%	▲ 28.4%	▲ 52%

部局名	2013年度 温室効果ガス 排出量(t-CO ₂)	2024年度 温室効果ガス排出量(t-CO ₂)					2025年度 温室効果ガス排出量(t-CO ₂)					2030年度削減目標 (対2013年度)
		温室効果ガス内訳			増減割合(%) (対2013年度)		温室効果ガス内訳			増減割合(%) (対2013年度)		
		CO ₂ (電気)	CO ₂ (電気以外)	その他ガス			CO ₂ (電気)	CO ₂ (電気以外)	その他ガス			
下水道事業(県土整備部)	26,115	23,392	86.9%	0.6%	12.5%	▲ 10.4%	22,051	86.8%	0.6%	12.6%	▲ 15.6%	▲ 36%
水道・工業用水道事業(企業庁)	27,356	23,340	99.1%	0.9%	0.0%	▲ 14.7%	23,587	99.5%	0.5%	0.0%	▲ 13.6%	▲ 47%

※今後も施設の拡張等が見込まれる上記事業は分けて表記しています。

各部局等におけるLED照明設置状況

部局名	LED照明化率	2024(令和6)年度			LED照明化率	2025(令和7)年度		
		設置数(単位:本)				設置数(単位:本)		
		LED照明	LED照明以外	計		LED照明	LED照明以外	計
総務部	14.0%	1,480	9,115	10,595	29.3%	3,592	8,654	12,246
政策企画部	0.0%	0	158	158	0.0%	0	158	158
地域連携・交通部	18.3%	4,800	21,401	26,201	21.6%	5,446	19,771	25,217
防災対策部	100.0%	1,798	0	1,798	100.0%	1,798	0	1,798
医療保健部	57.9%	2,395	1,738	4,133	85.9%	3,604	590	4,194
子ども・福祉部	57.8%	4,184	3,058	7,242	59.6%	4,315	2,921	7,236
環境生活部	48.7%	11,988	12,612	24,600	52.3%	12,860	11,740	24,600
農林水産部	82.2%	10,108	2,196	12,304	82.5%	10,208	2,171	12,379
雇用経済部	12.1%	586	4,263	4,849	12.1%	587	4,262	4,849
観光部	76.6%	4,156	1,267	5,423	92.2%	5,002	421	5,423
県土整備部(下水道事業を除く)	40.4%	1,186	1,747	2,933	50.2%	1,472	1,461	2,933
企業庁(水道・工業用水道事業を除く)	—	—	—	—	—	—	—	—
病院事業庁	19.5%	1,160	4,802	5,962	30.3%	1,709	3,933	5,642
議会事務局	—	—	—	—	—	—	—	—
教育委員会	63.6%	88,884	50,902	139,786	71.4%	100,063	40,179	140,242
警察本部 [※]	93.5%	32,381	2,234	34,615	94.7%	33,419	1,863	35,282
計	58.8%	165,106	115,493	280,599	65.2%	184,075	98,124	282,199

※信号灯は含んでいません。

部局名	LED照明化率	2024(令和6)年度			LED照明化率	2025(令和7)年度		
		設置数(単位:本)				設置数(単位:本)		
		LED	LED以外	計		LED	LED以外	計
下水道事業(県土整備部)	9.0%	1,367	13,795	15,162	9.8%	1,484	13,678	15,162
水道・工業用水道事業(企業庁)	52.6%	957	863	1,820	55.3%	1,007	813	1,820

◎三重県地球温暖化対策総合計画(令和5年3月改定)における削減取組

○LED・・・既設設備を含めた県有施設全体に2030年度までにLED照明を導入する取組を進めます。

なお、総務部管財課が管理する本庁舎については、2030(令和12)年度までに全てLED照明化される予定です。

注)各施設を再調査した結果、照明設置台数が増減した施設があるため、令和6年度の合計設置数に変更がある部局があります。

各部局等における電動車導入状況

部局名	電動車化率	2024(令和6)年度			電動車化率	2025(令和7)年度		
		保有台数(単位:台)				保有台数(単位:台)		
		電動車	電動車以外	計		電動車	電動車以外	計
総務部	37.3%	47	79	126	41.3%	52	74	126
政策企画部	100.0%	1	0	1	100.0%	1	0	1
地域連携・交通部	24.7%	18	55	73	27.0%	20	54	74
防災対策部	11.1%	1	8	9	25.0%	3	9	12
医療保健部	21.1%	17	62	79	26.3%	21	59	80
子ども・福祉部	34.3%	28	54	82	40.7%	35	51	86
環境生活部	53.8%	14	12	26	57.1%	16	12	28
農林水産部	13.4%	35	226	261	17.8%	44	203	247
雇用経済部	33.3%	5	10	15	33.3%	5	10	15
観光部	0.0%	0	3	3	0.0%	0	3	3
県土整備部(下水道事業を除く)	9.9%	20	183	203	12.1%	25	182	207
企業庁(水道・工業用水道事業を除く)	33.3%	1	2	3	33.3%	1	2	3
病院事業庁	0.0%	0	14	14	0.0%	0	14	14
議会事務局	0.0%	0	4	4	25.0%	1	3	4
教育委員会	6.0%	10	157	167	8.0%	14	160	174
警察本部	38.3%	147	237	384	48.9%	170	178	348
計	23.7%	344	1,106	1,450	28.7%	408	1,014	1,422

部局名	電動車化率	2024(令和6)年度			電動車化率	2025(令和7)年度		
		保有台数(単位:台)				保有台数(単位:台)		
		電動車	電動車以外	計		電動車	電動車以外	計
下水道事業(県土整備部)	3.8%	1	25	26	16.0%	4	21	25
水道・工業用水道事業(企業庁)	19.5%	8	33	41	40.5%	15	22	37

◎三重県地球温暖化対策総合計画(令和5年3月改定)における削減取組

○電動車…県の公用車については、代替可能な電動車がない場合を除き、新規導入・更新については、原則電動車とします。

三重県脱炭素社会推進幹事会設置要綱

(目的)

第1条 三重県脱炭素社会推進本部設置要綱（以下「本部要綱」という。）第2条の所掌事務の円滑な処理を行うため、本部要綱第6条に基づき、三重県脱炭素社会推進幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

(事務)

第2条 幹事会は、本部要綱第2条の各号に掲げる事項を推進本部に諮るため必要な調査、審議等を行うものとする。

2 推進本部からの指示事項の処理及び、連絡・調整等を行うものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

2 幹事長は、環境生活部環境共生局次長をもって充てる。

3 幹事は、別表に掲げる者をもって充てる。

(運営)

第4条 幹事会は、幹事長が招集し、その座長となる。

2 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する幹事はその職務を代理する。

3 幹事長は、必要に応じて幹事会に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 幹事会には、必要に応じて部会を設置することができる。

(事務局)

第5条 幹事会の事務局は、環境生活部環境共生局地球温暖化対策課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

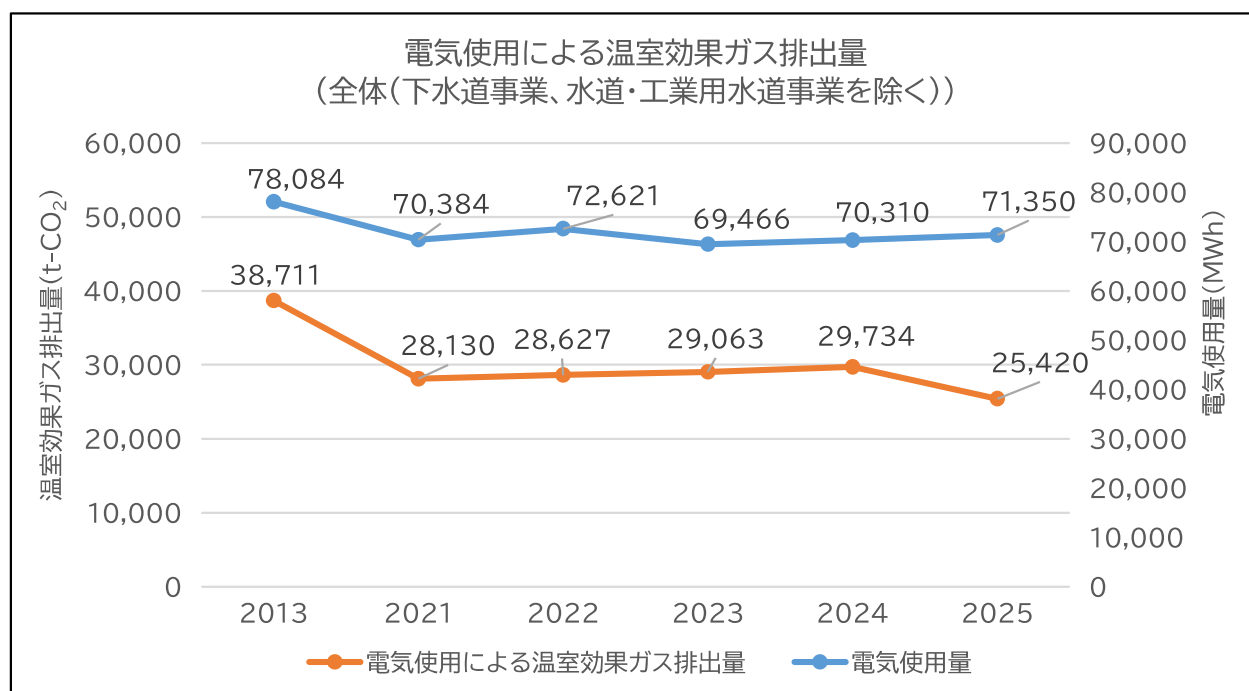
附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

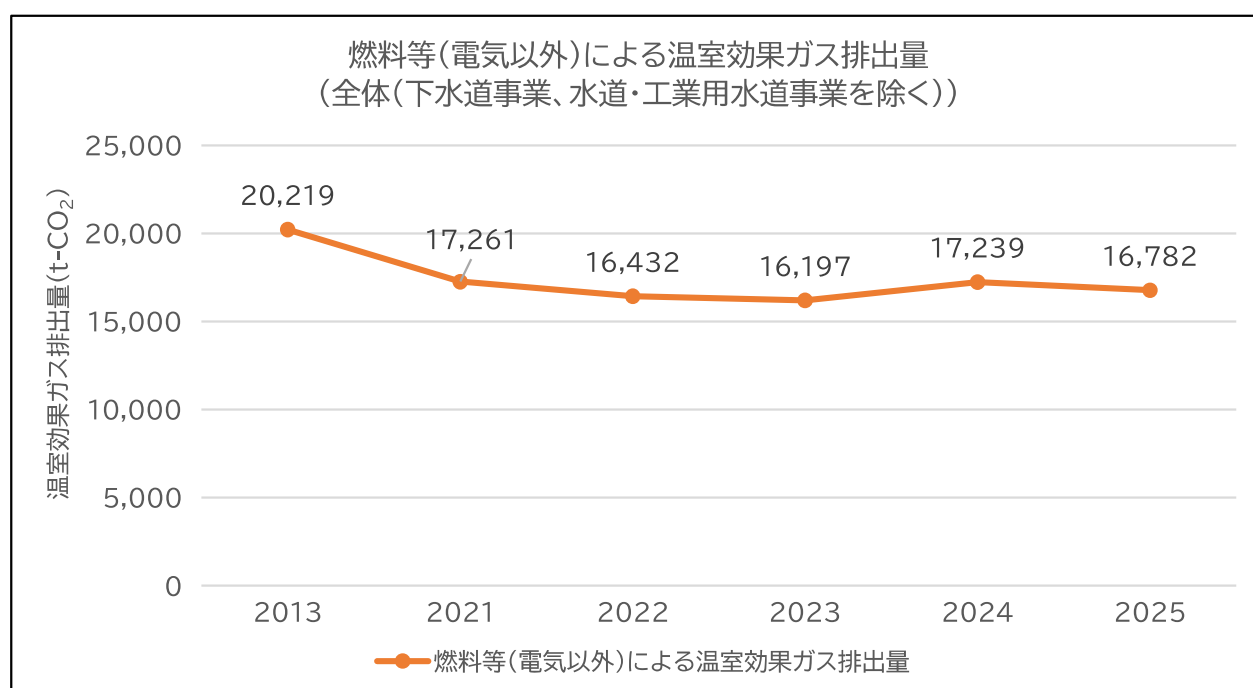
別表（第3条関係）

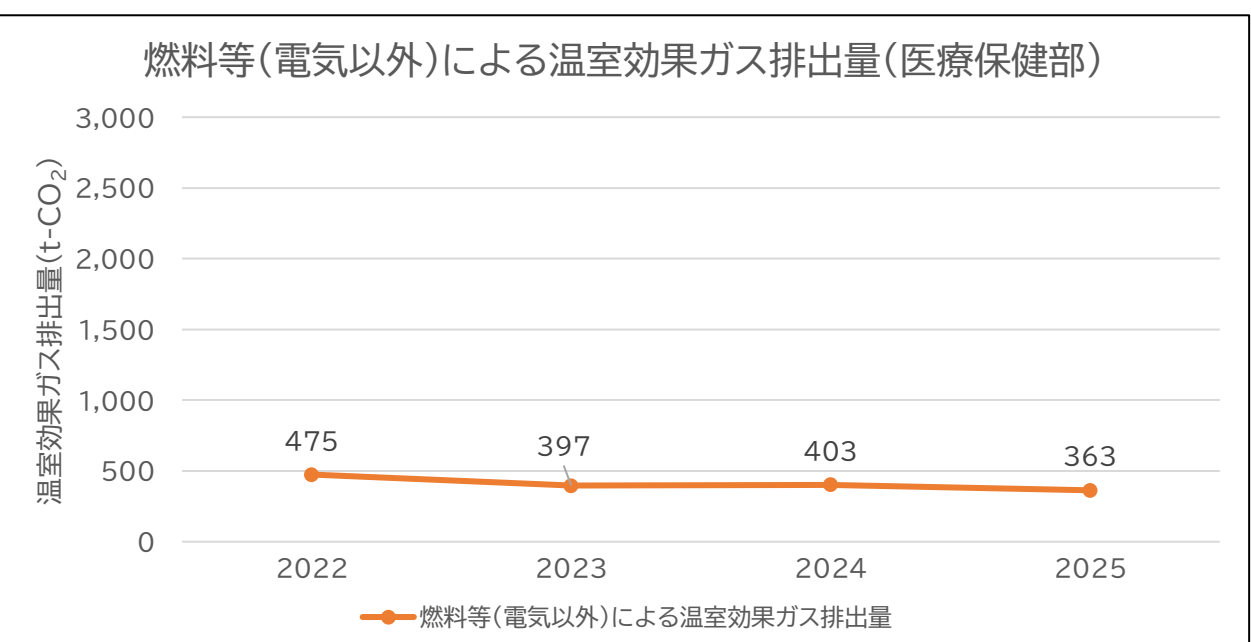
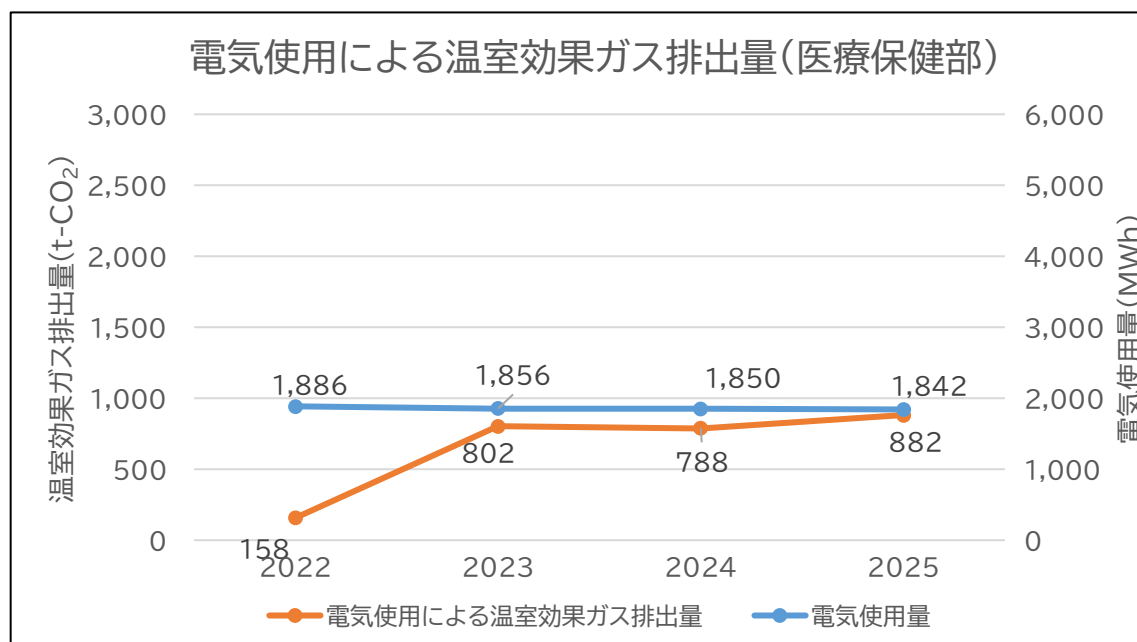
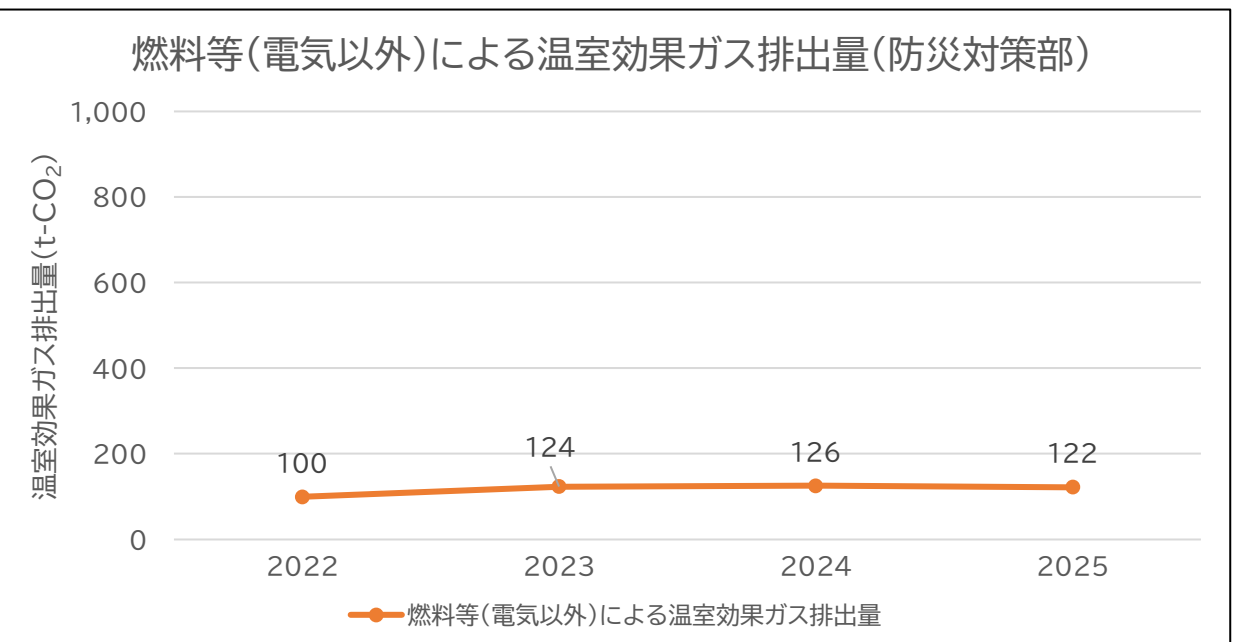
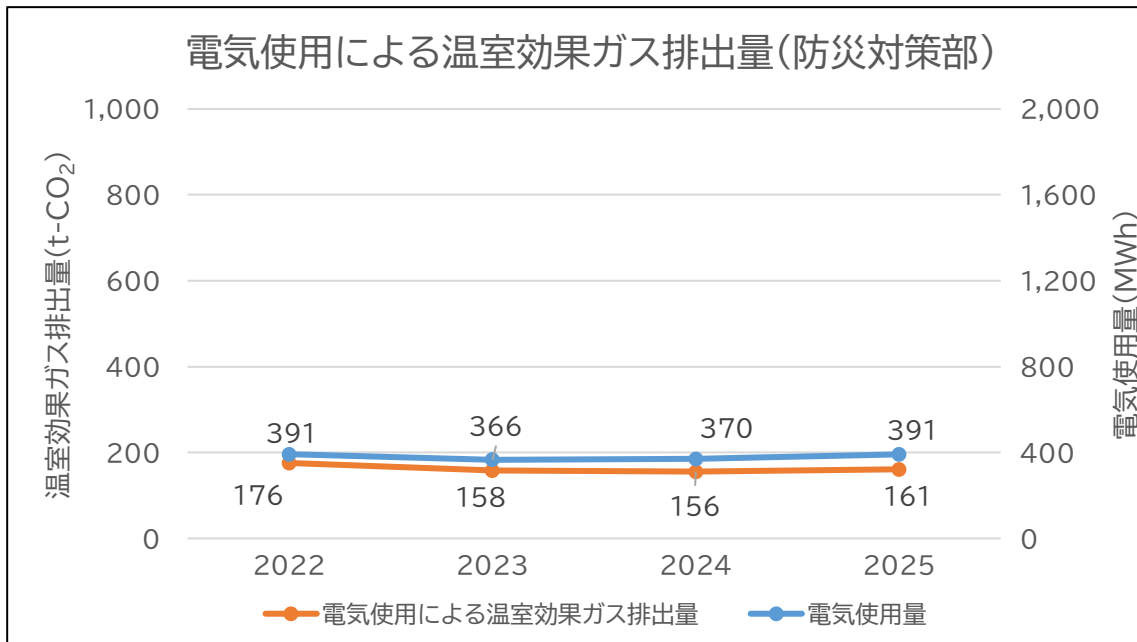
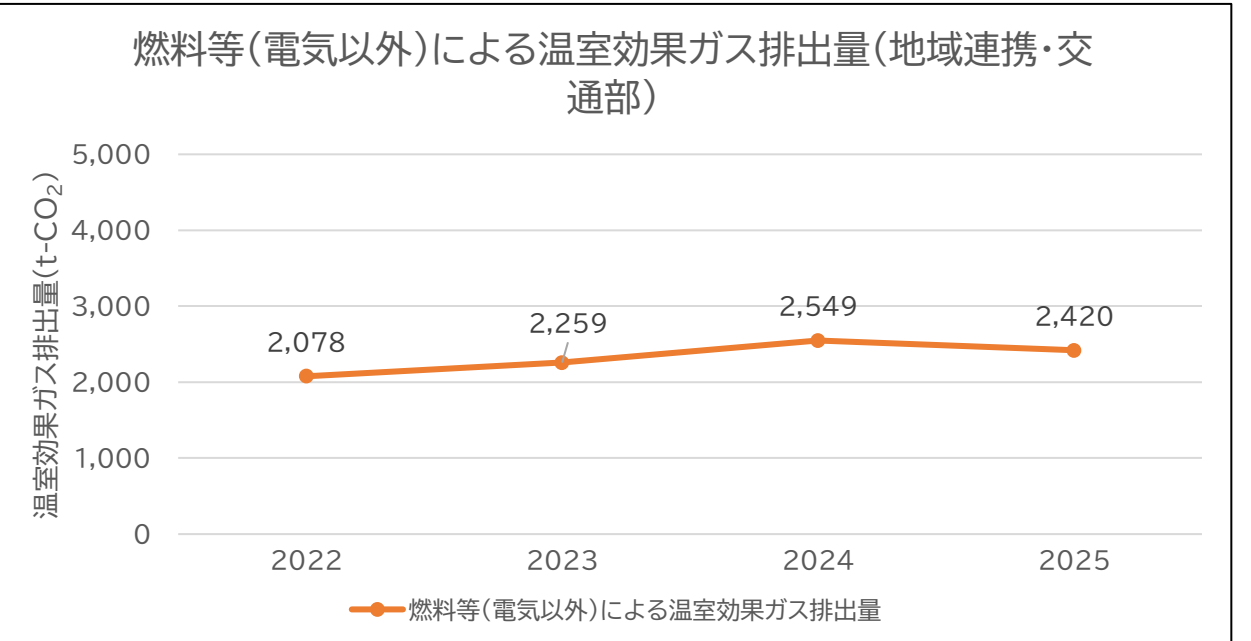
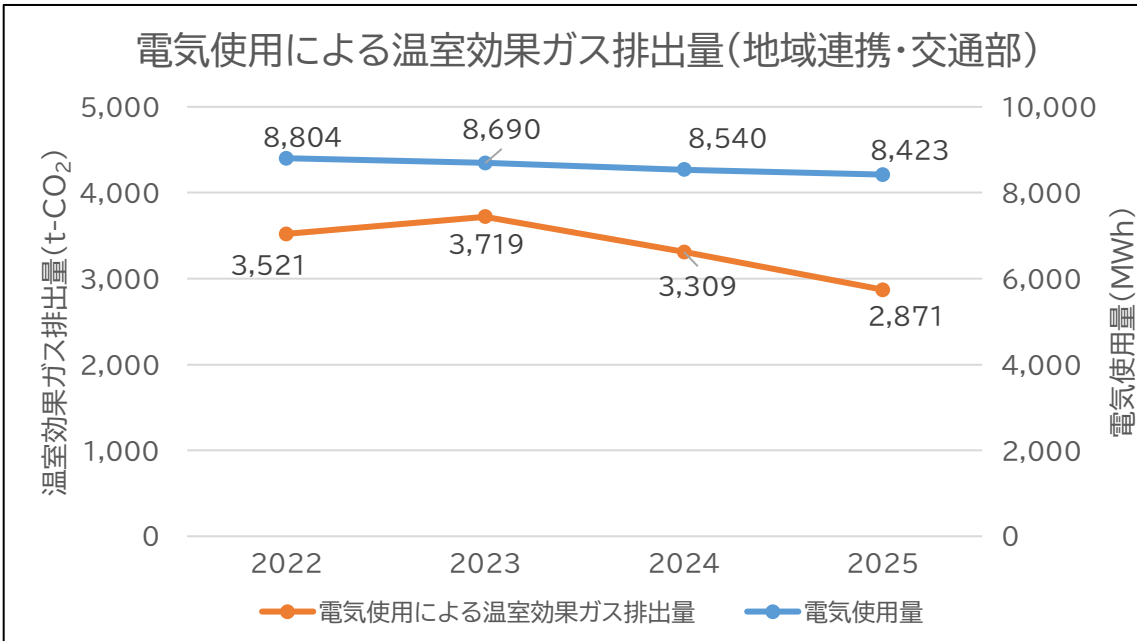
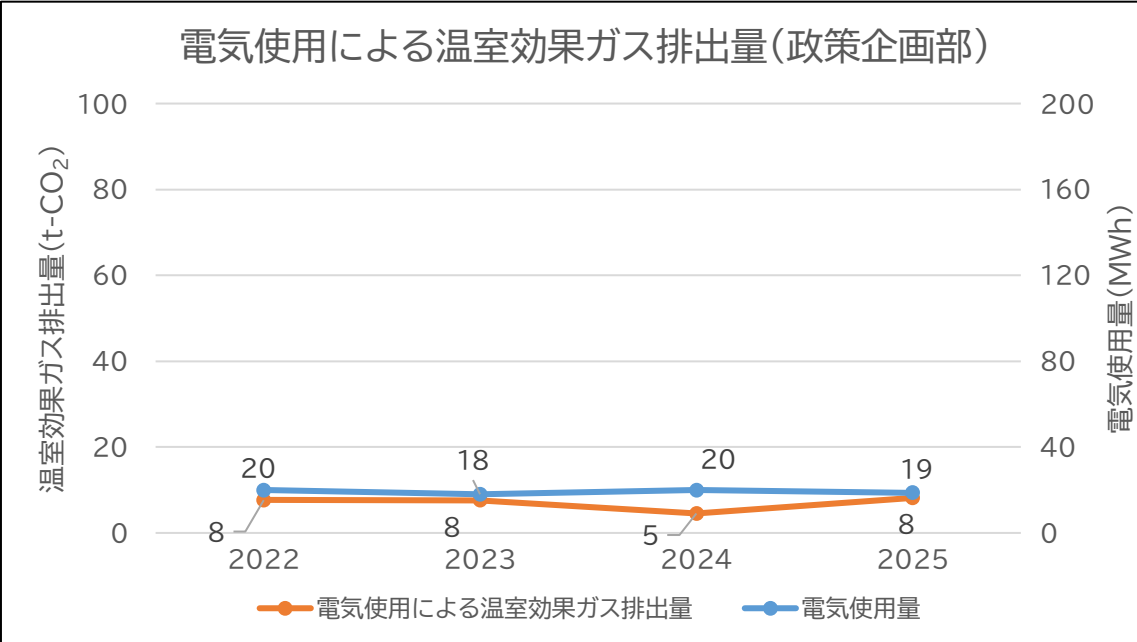
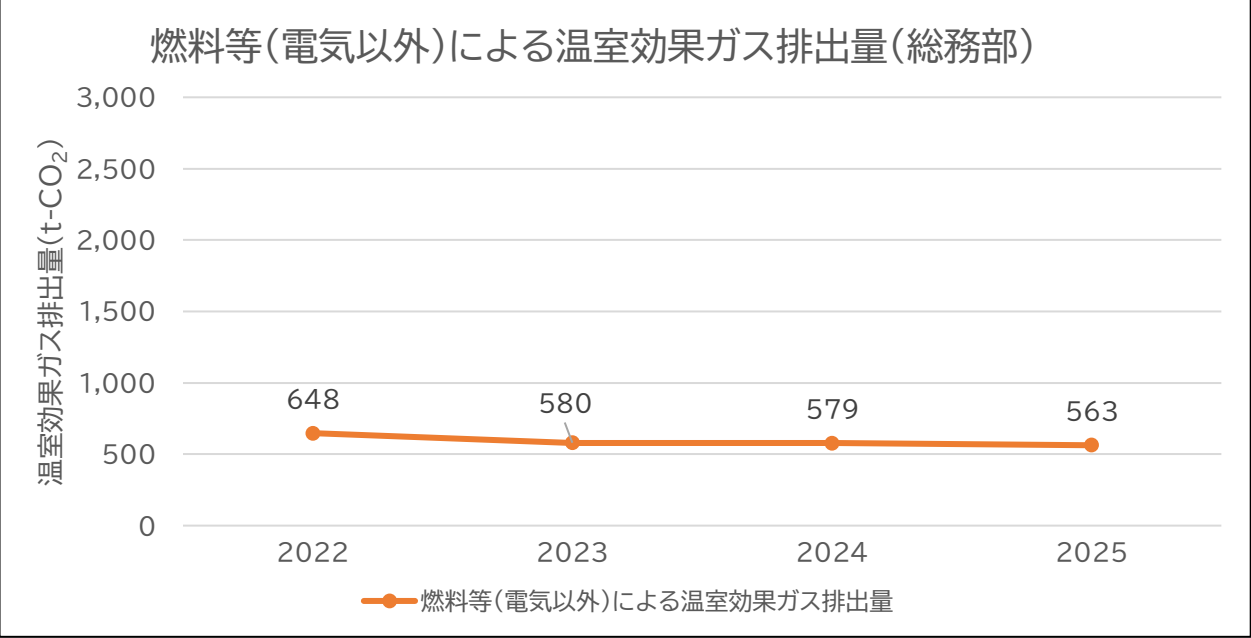
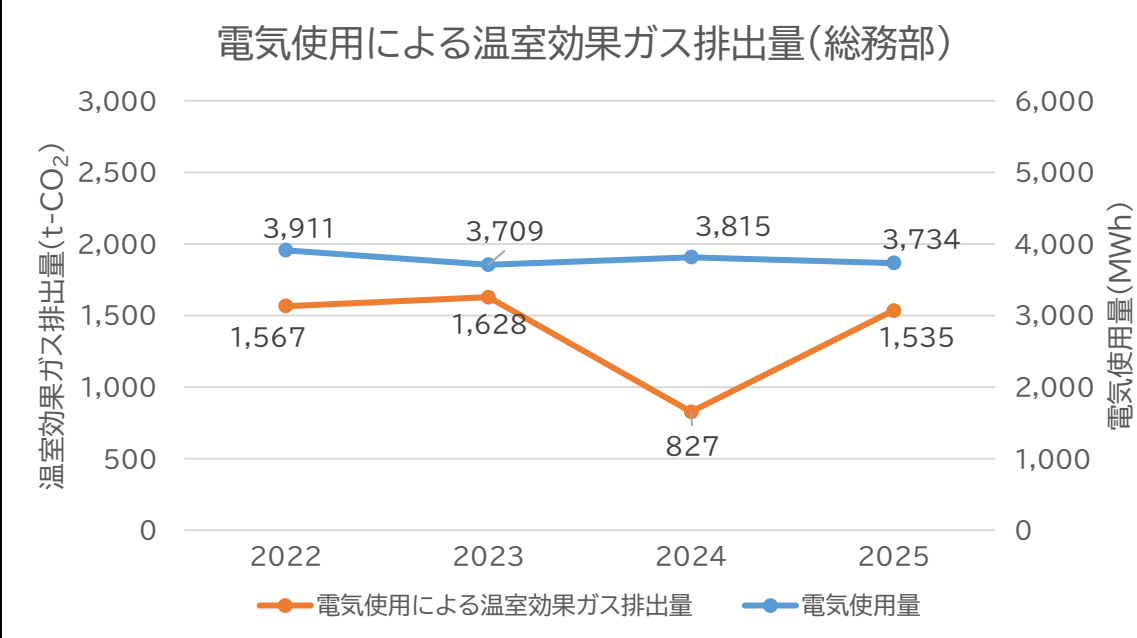
三重県脱炭素推進幹事会 幹事

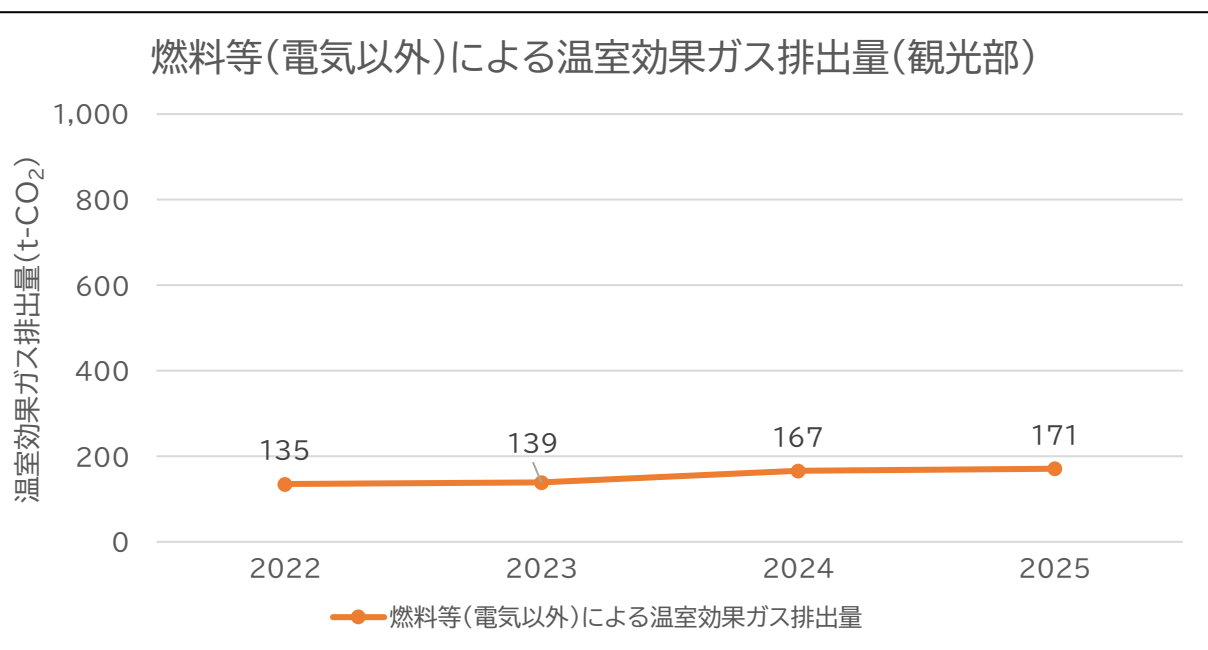
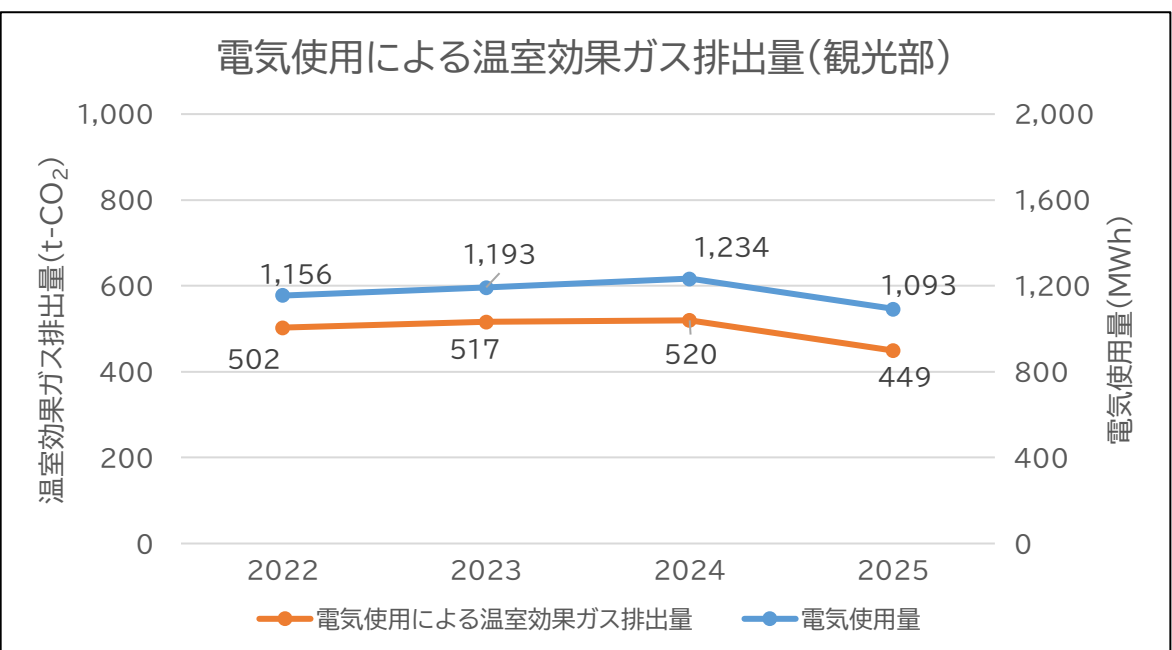
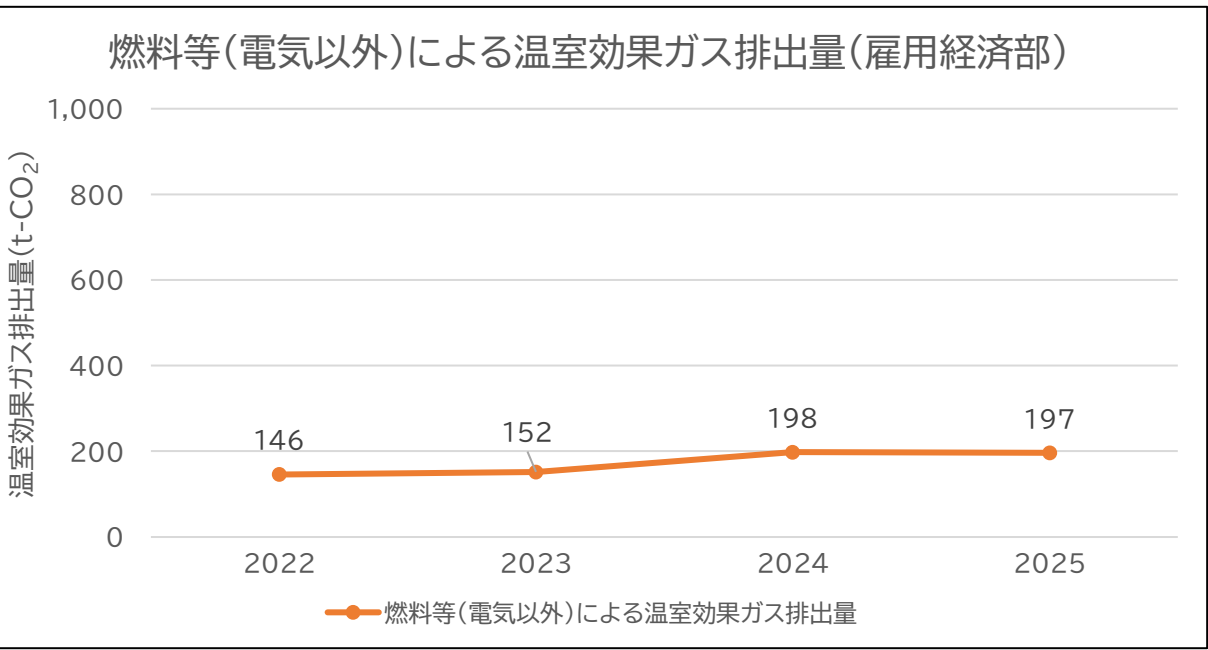
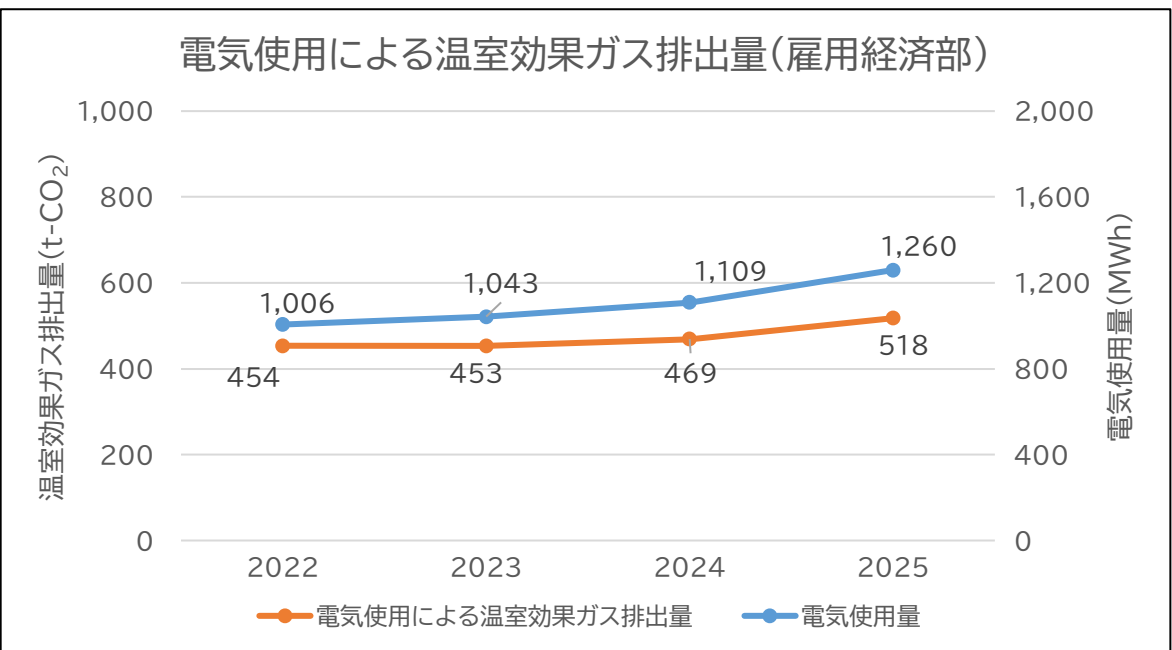
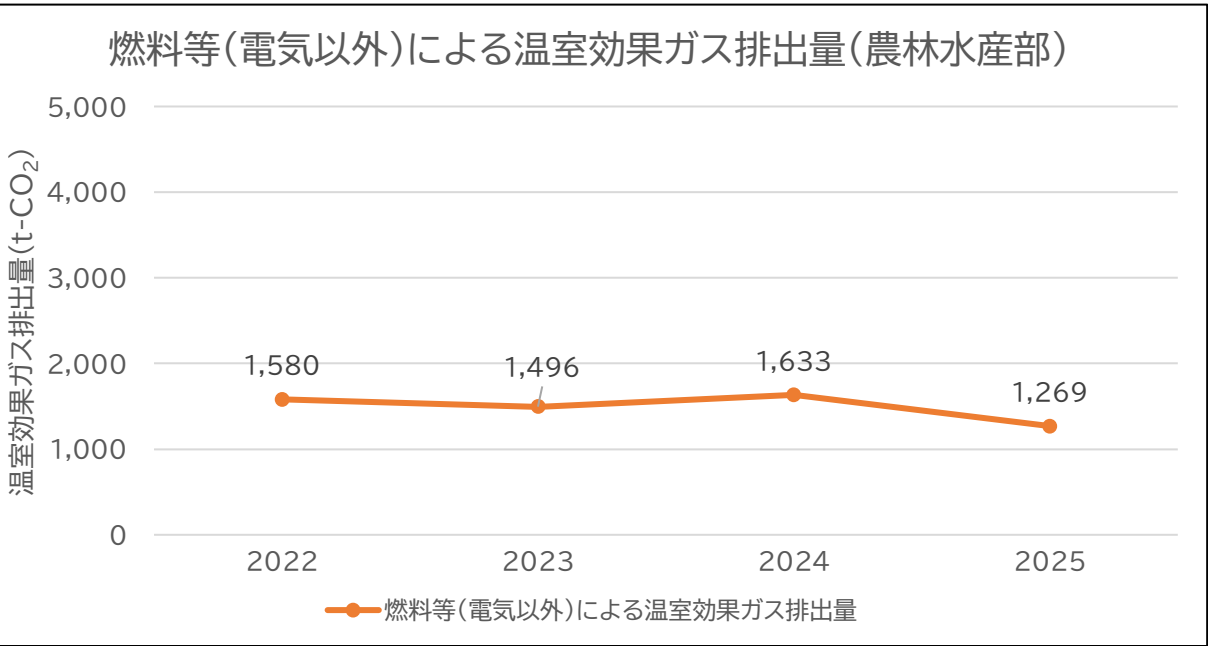
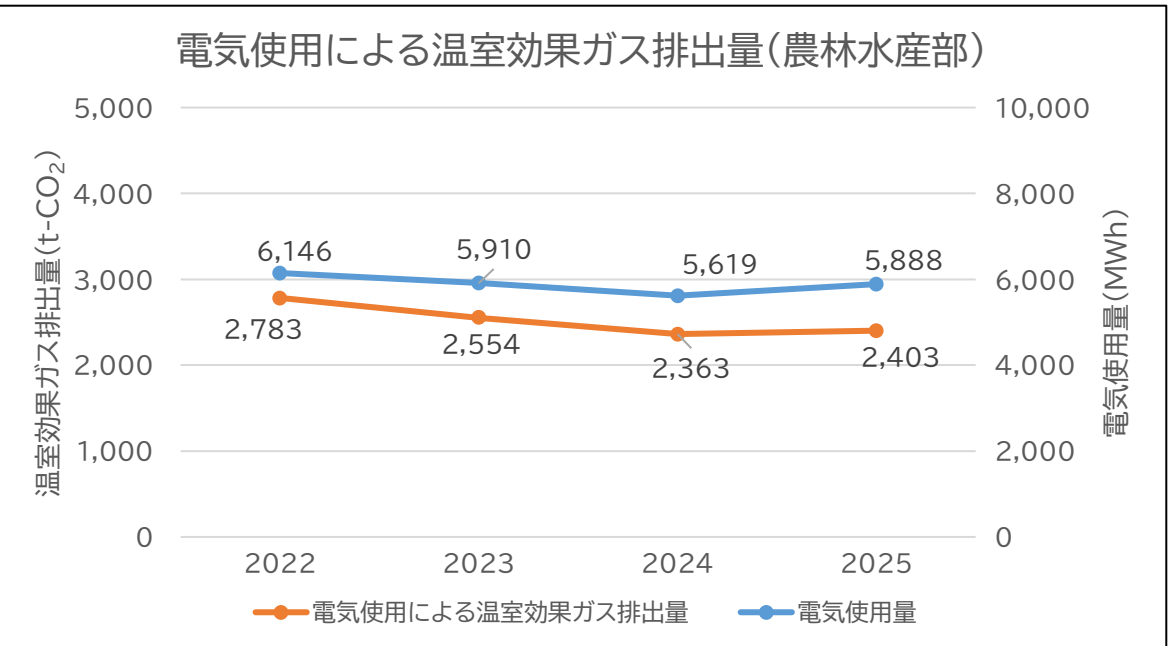
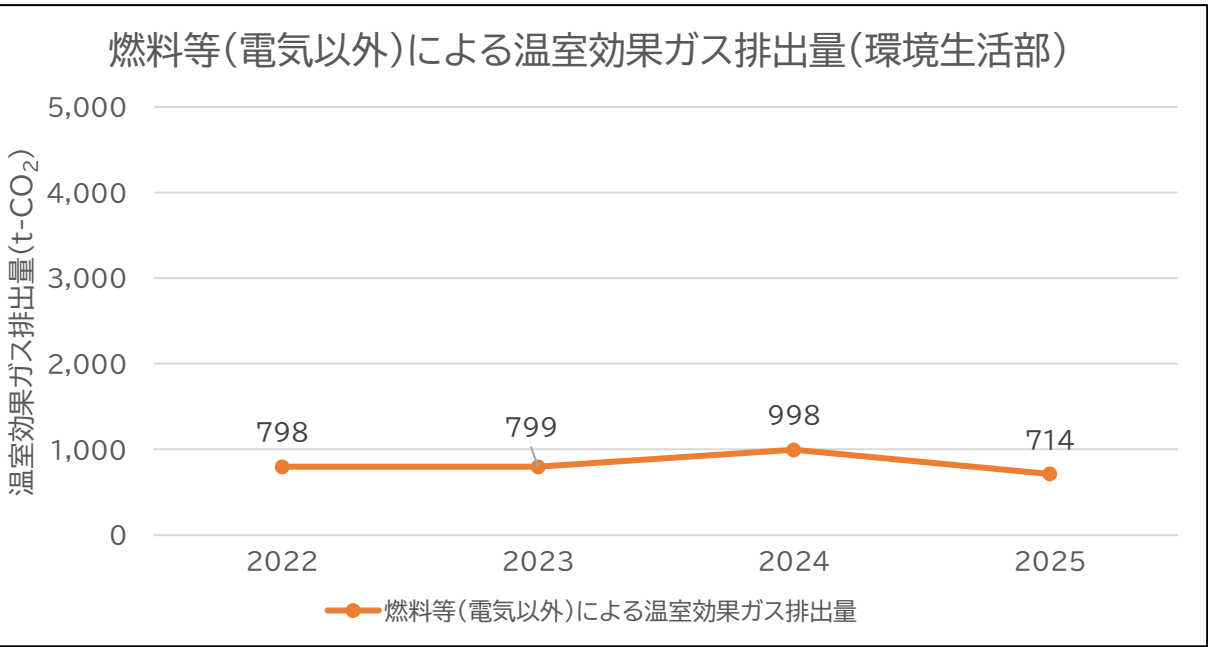
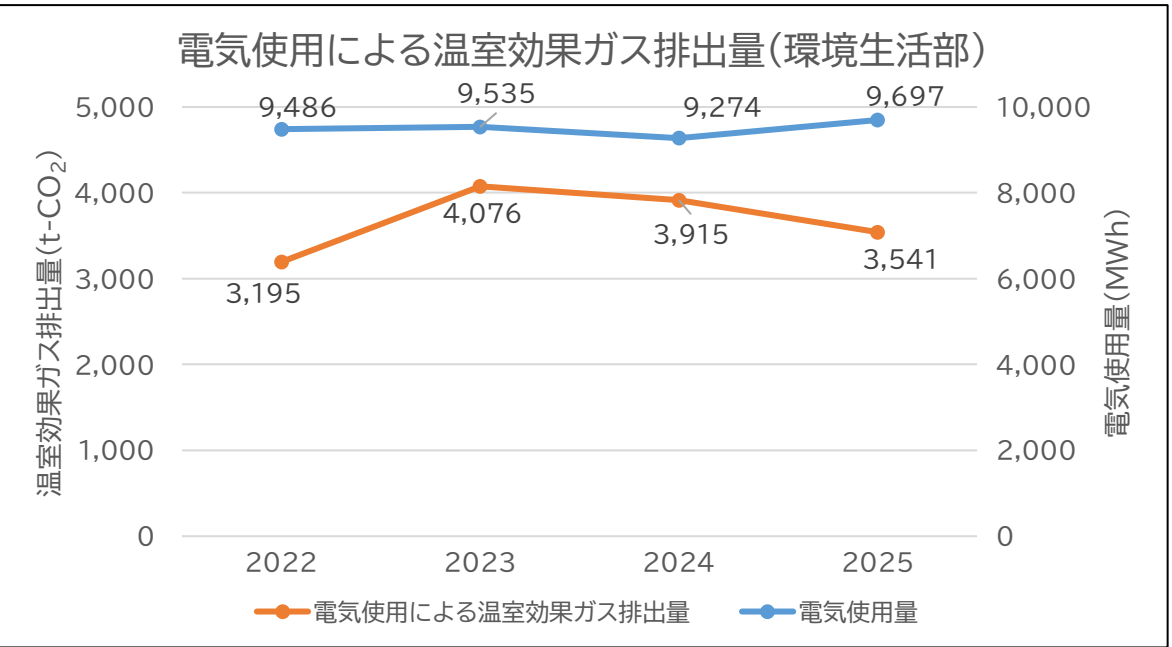
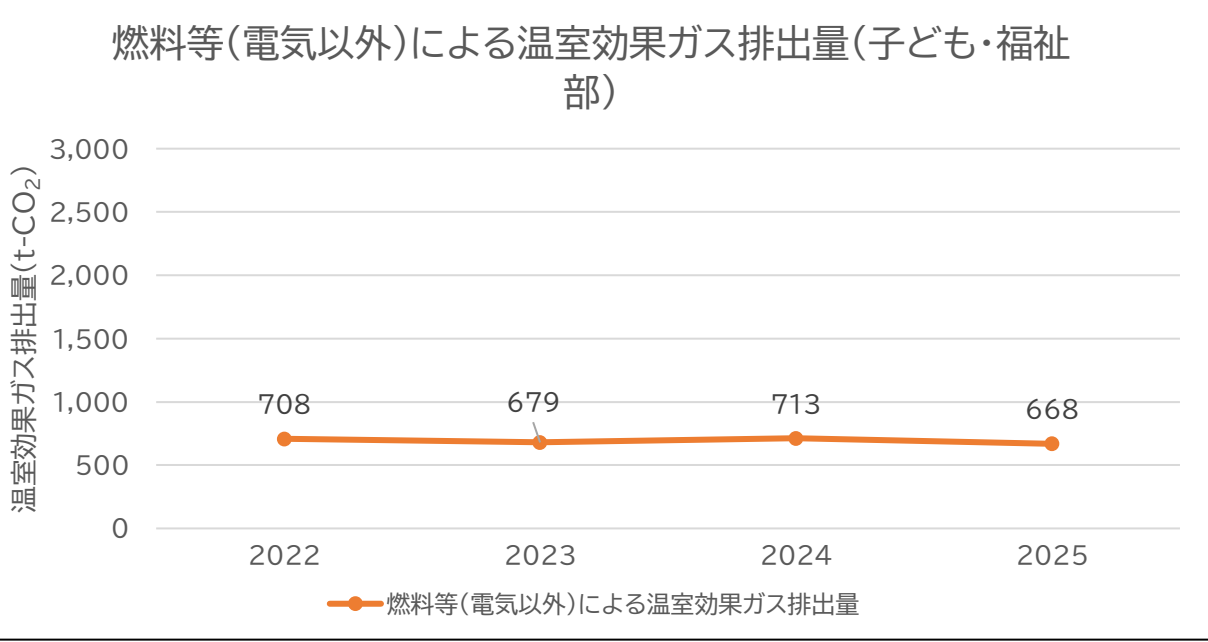
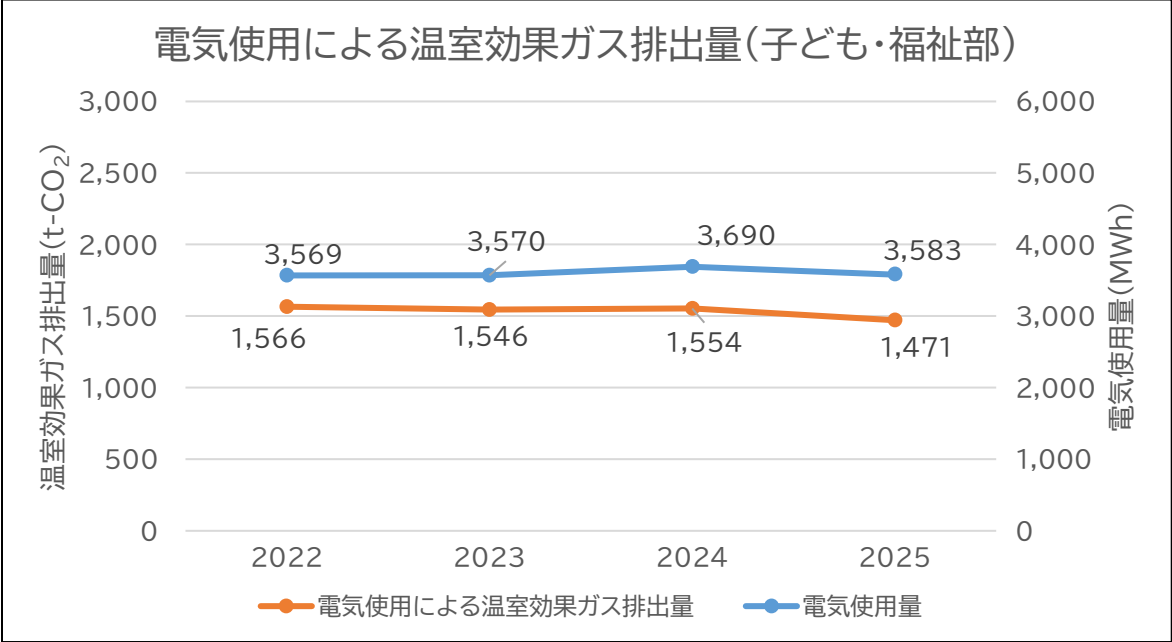
総務課長
デジタル戦略企画課長
政策企画総務課長
地域連携・交通総務課長
防災対策総務課長
医療保健総務課長
子ども・福祉総務課長
環境生活総務課長
農林水産総務課長
雇用経済総務課長
観光総務課長
県土整備総務課長
出納総務課長
企業総務課長
技術管理・機電施設課長
県立病院課長
教育総務課長
警察本部警務部会計課長

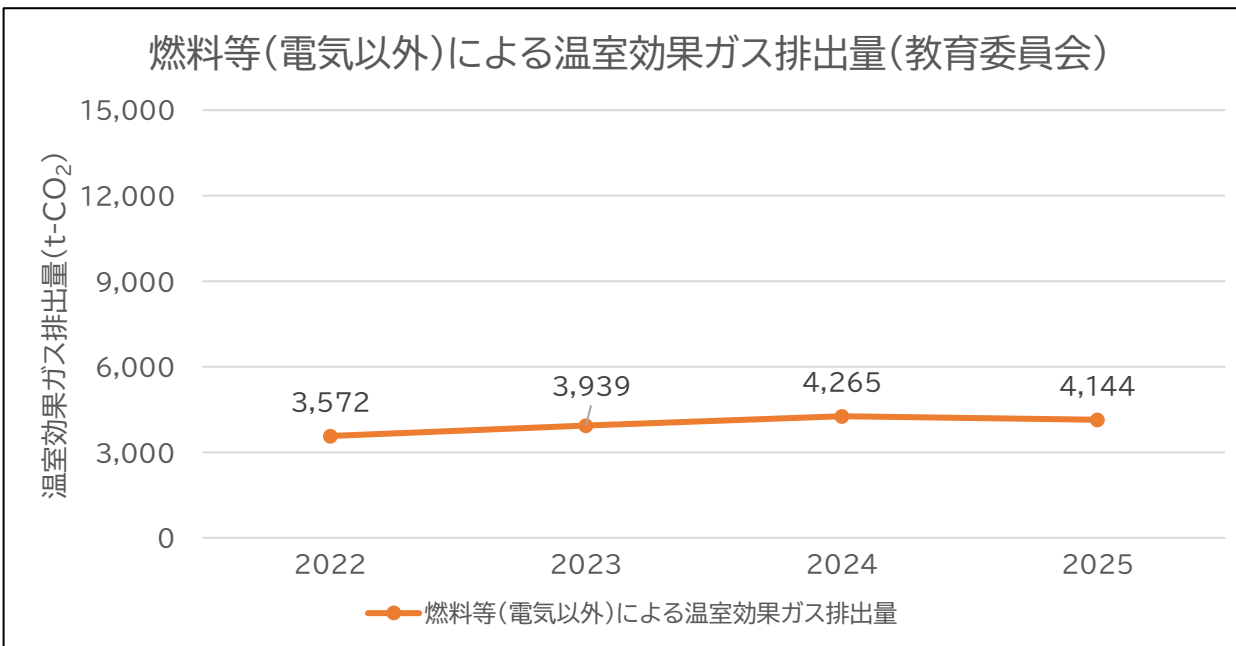
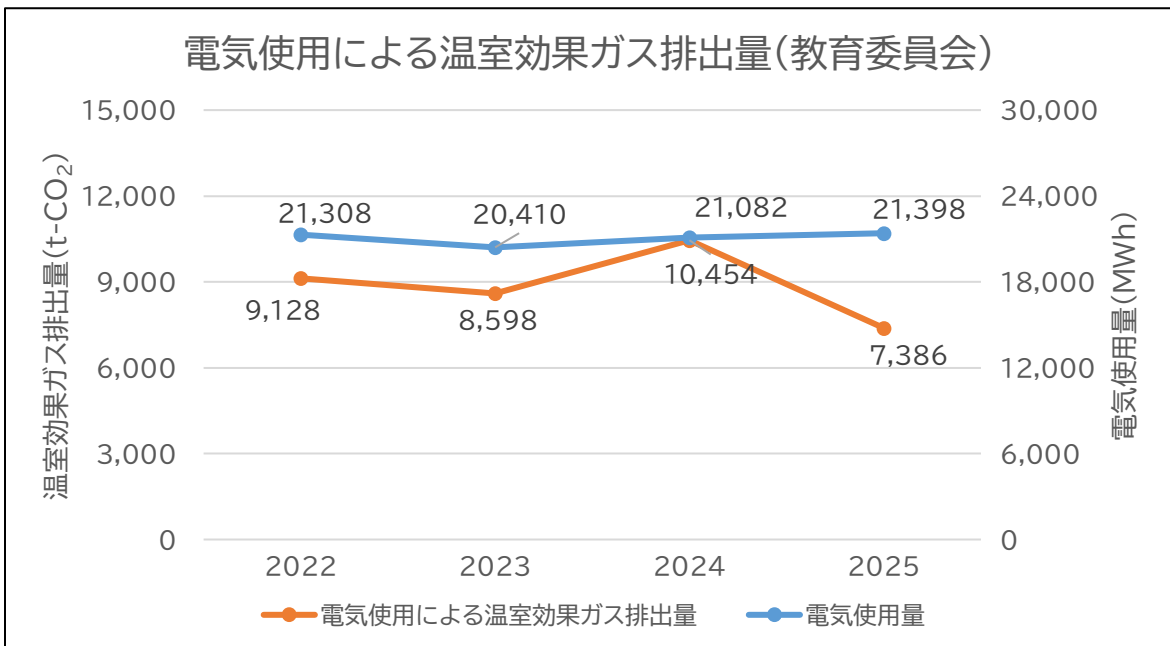
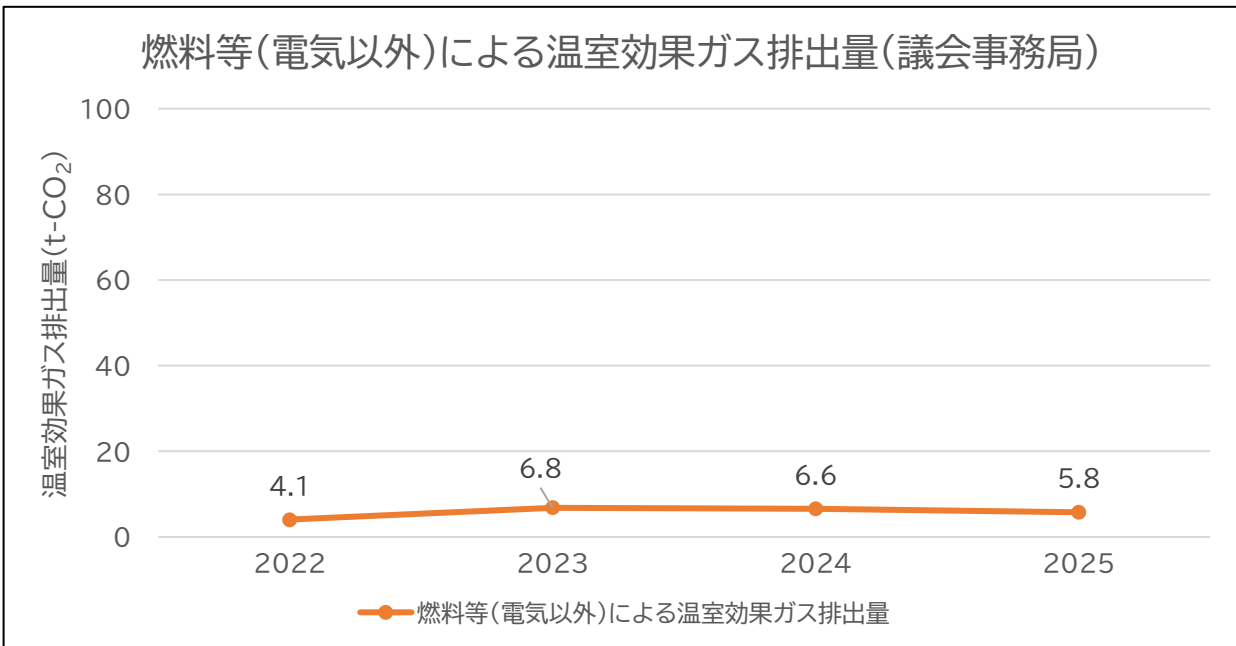
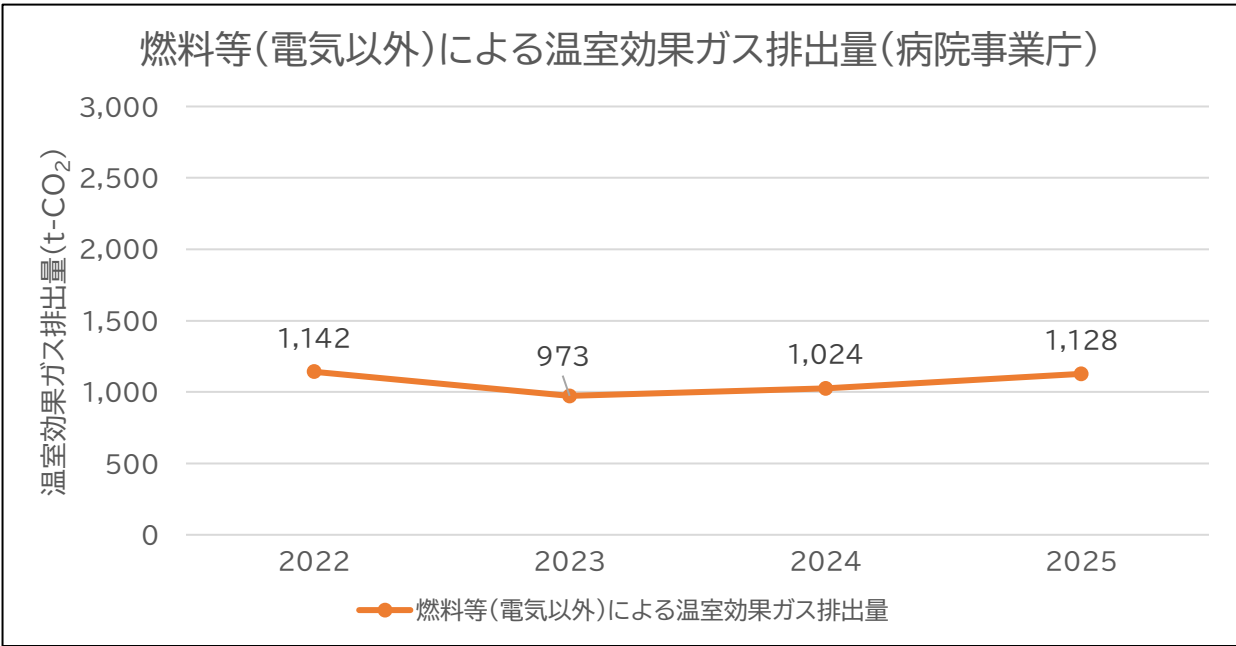
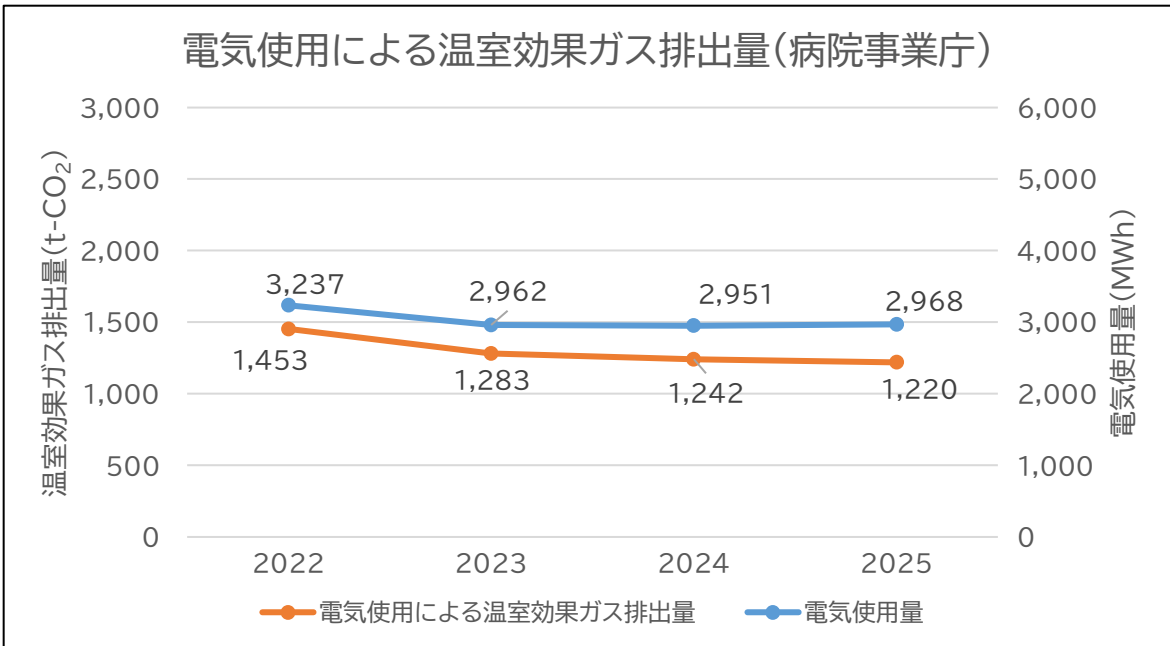
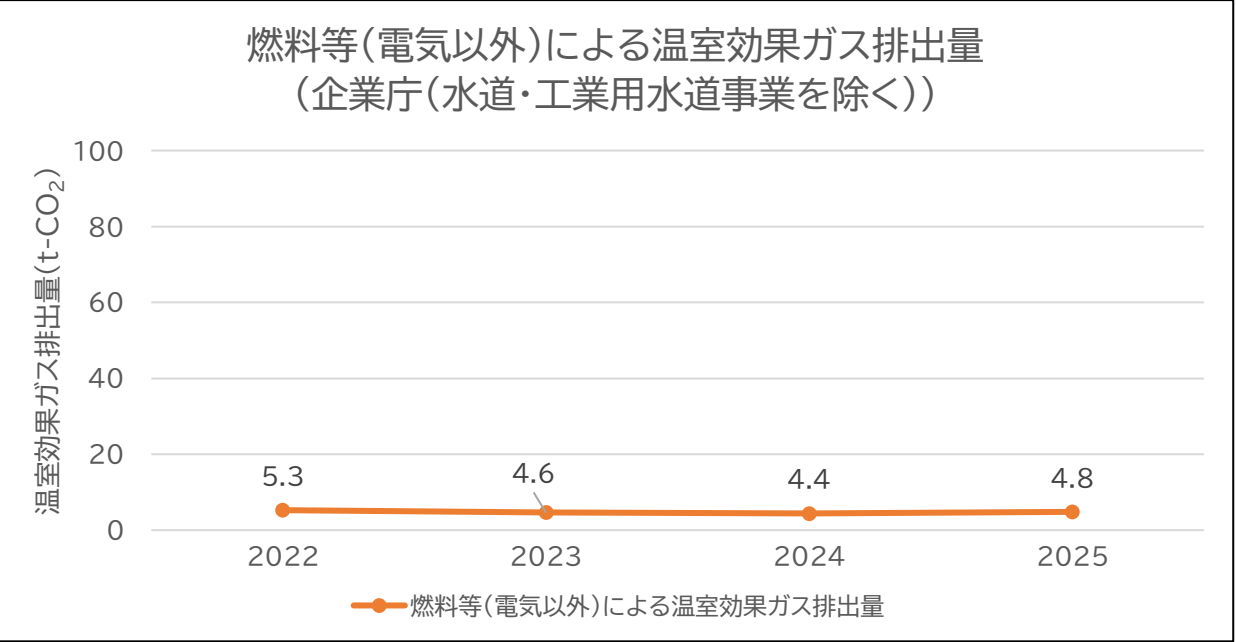
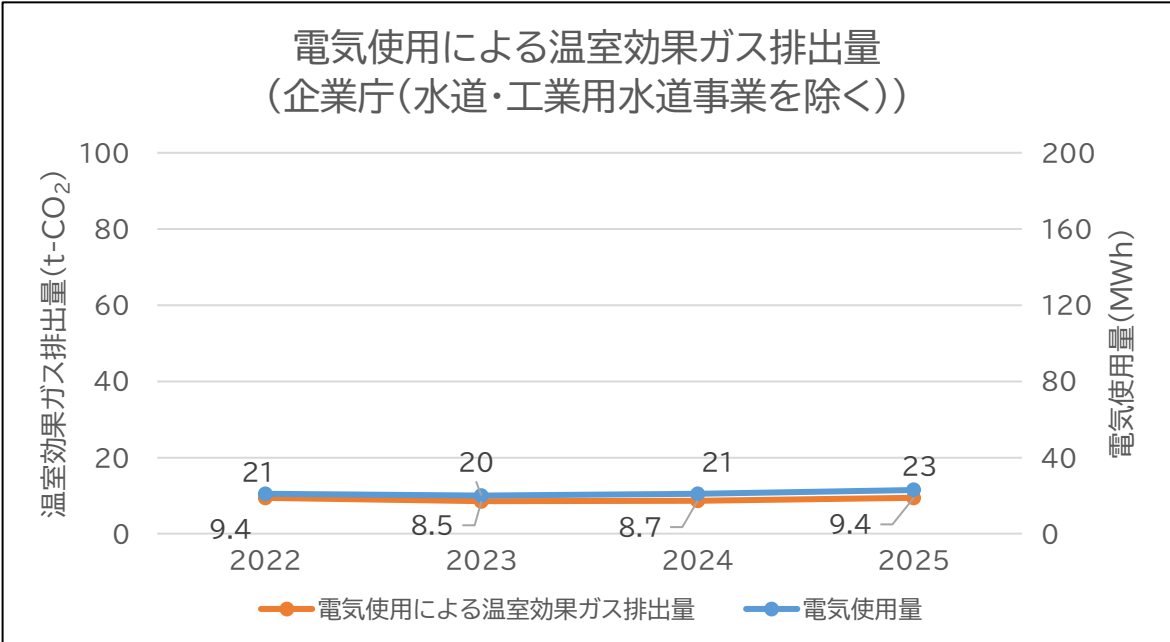
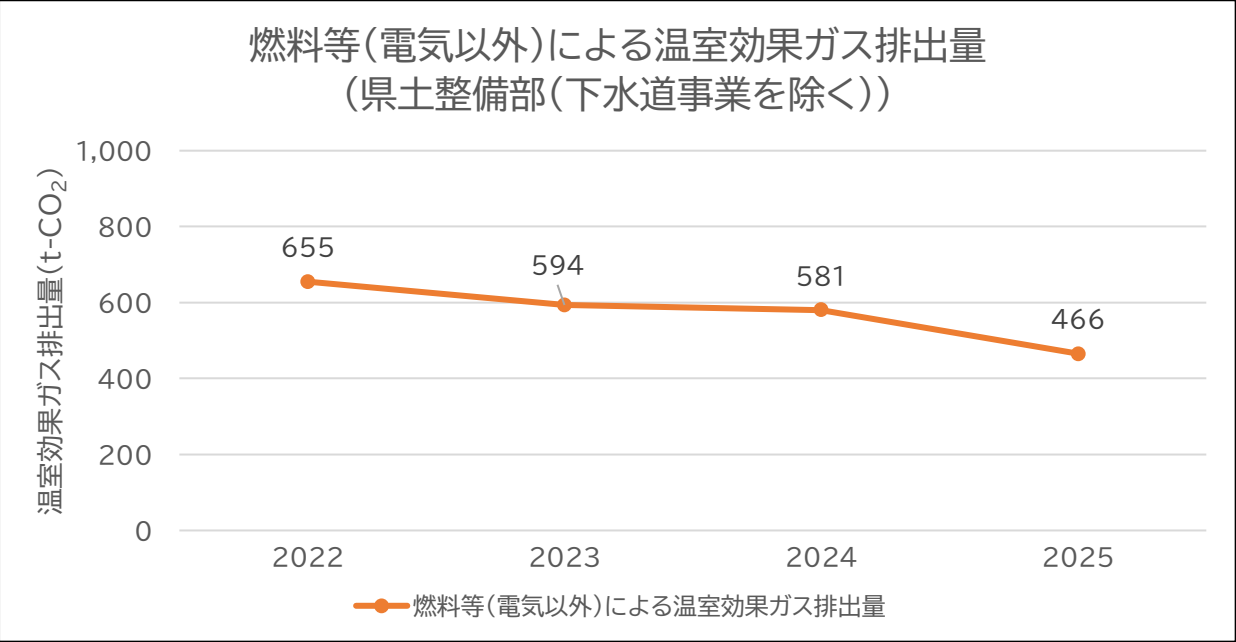
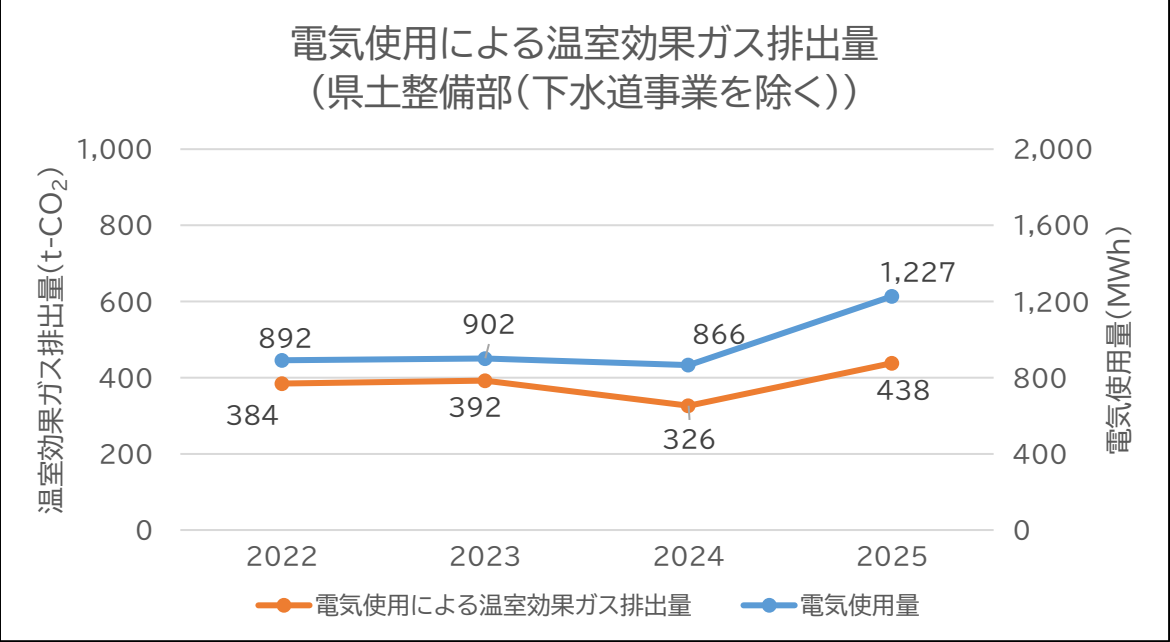


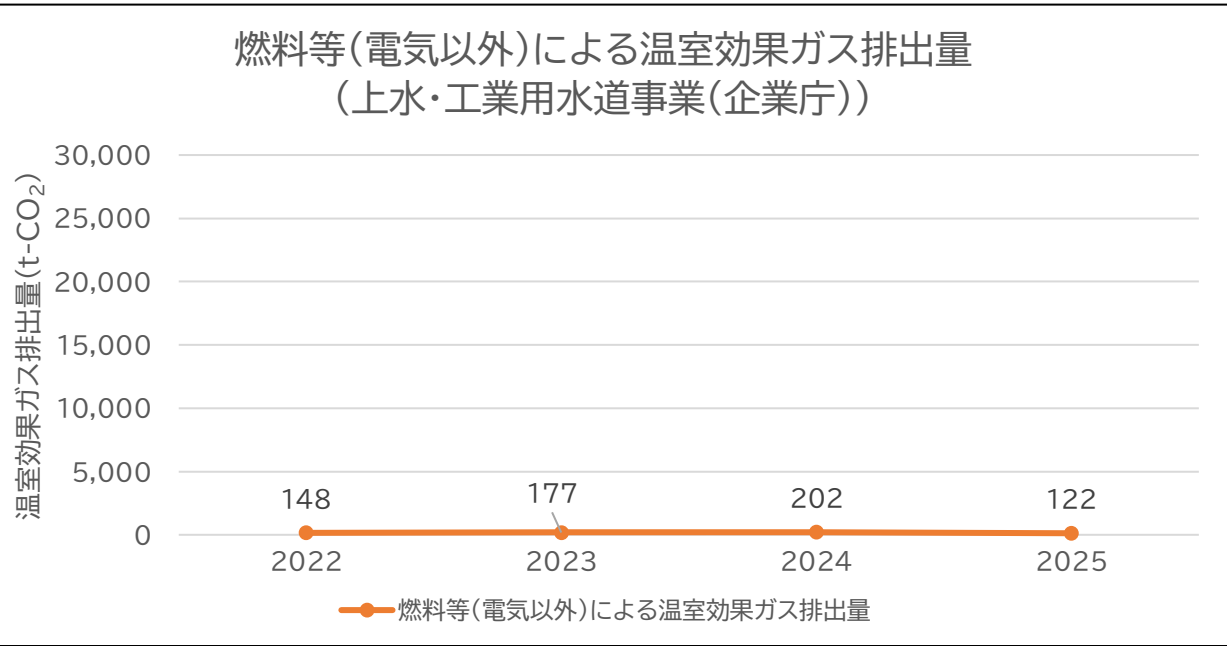
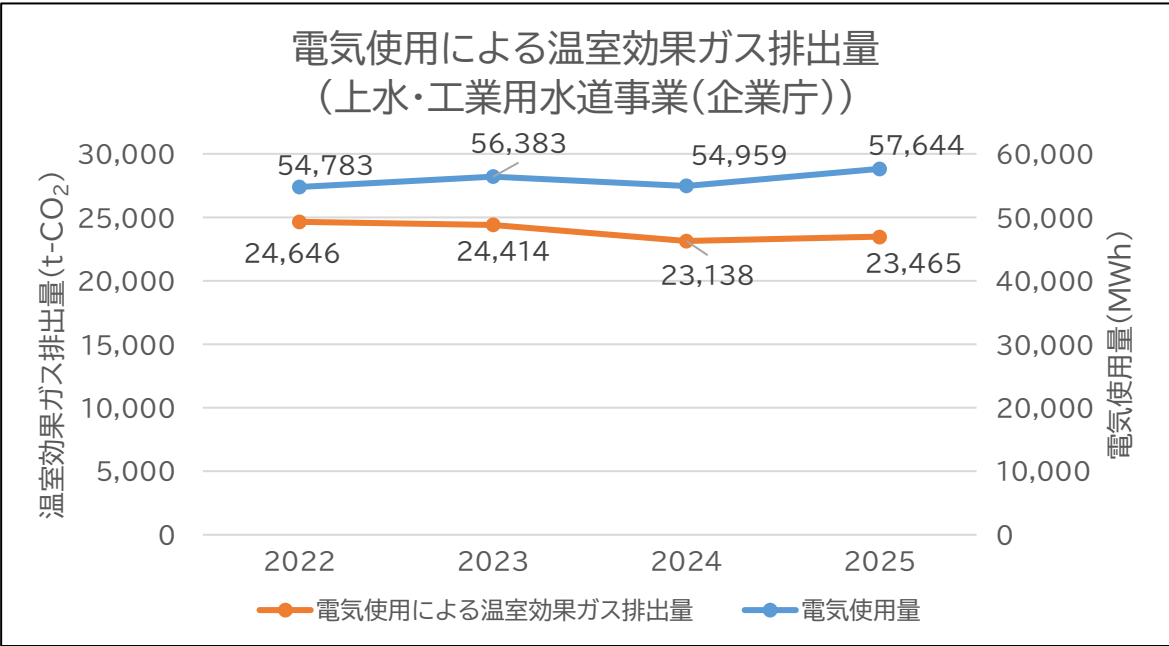
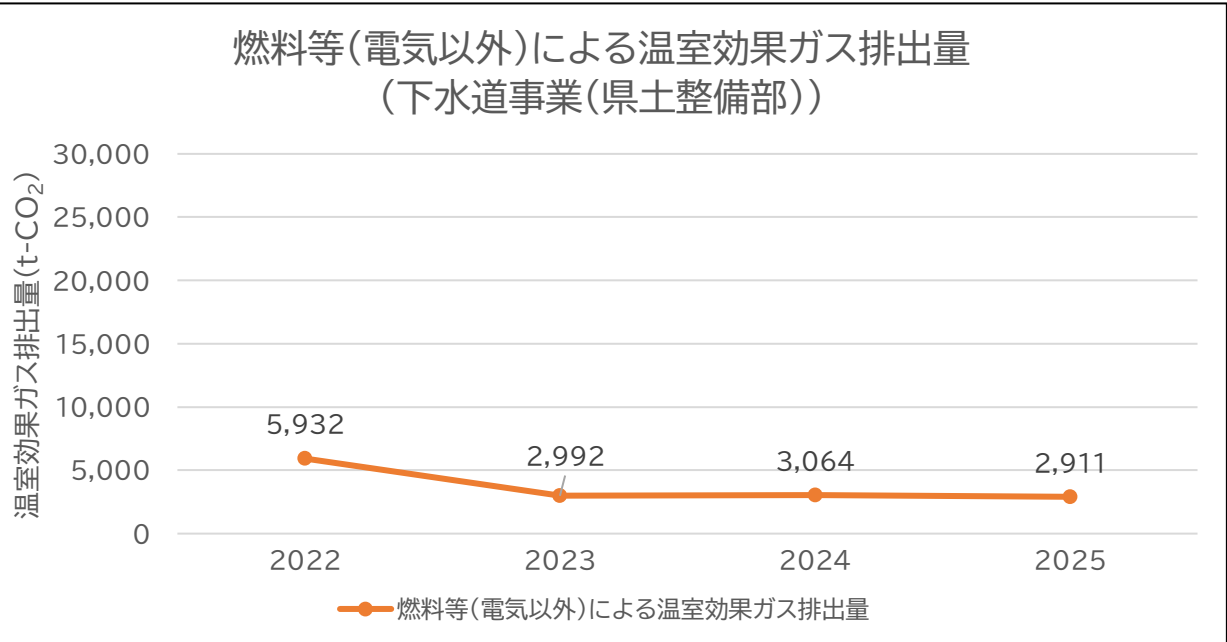
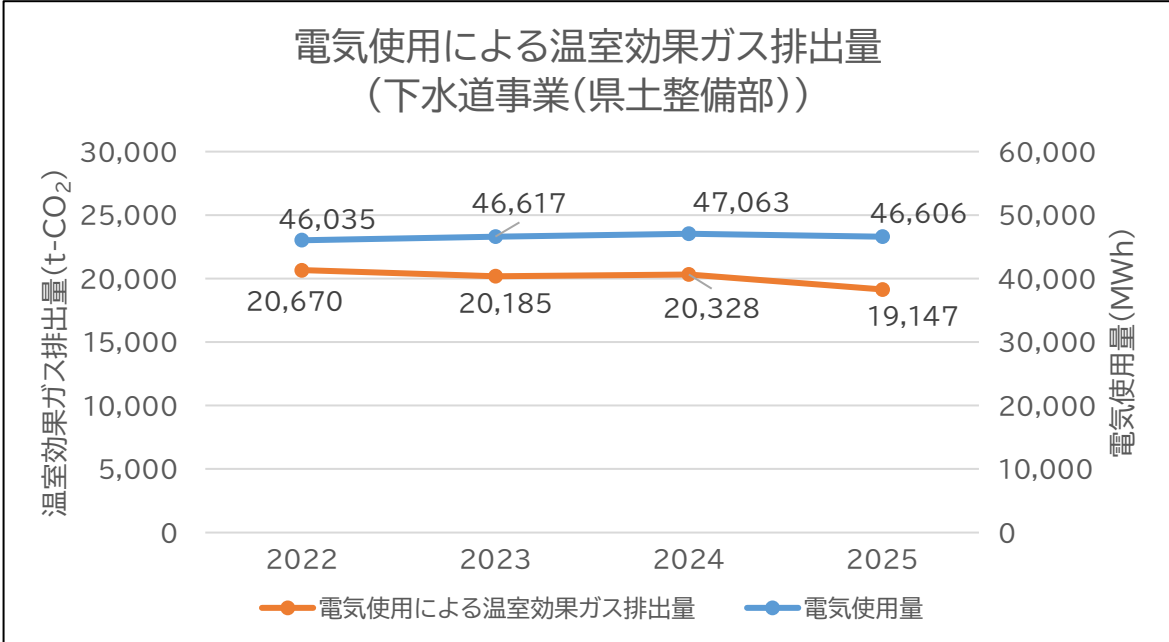
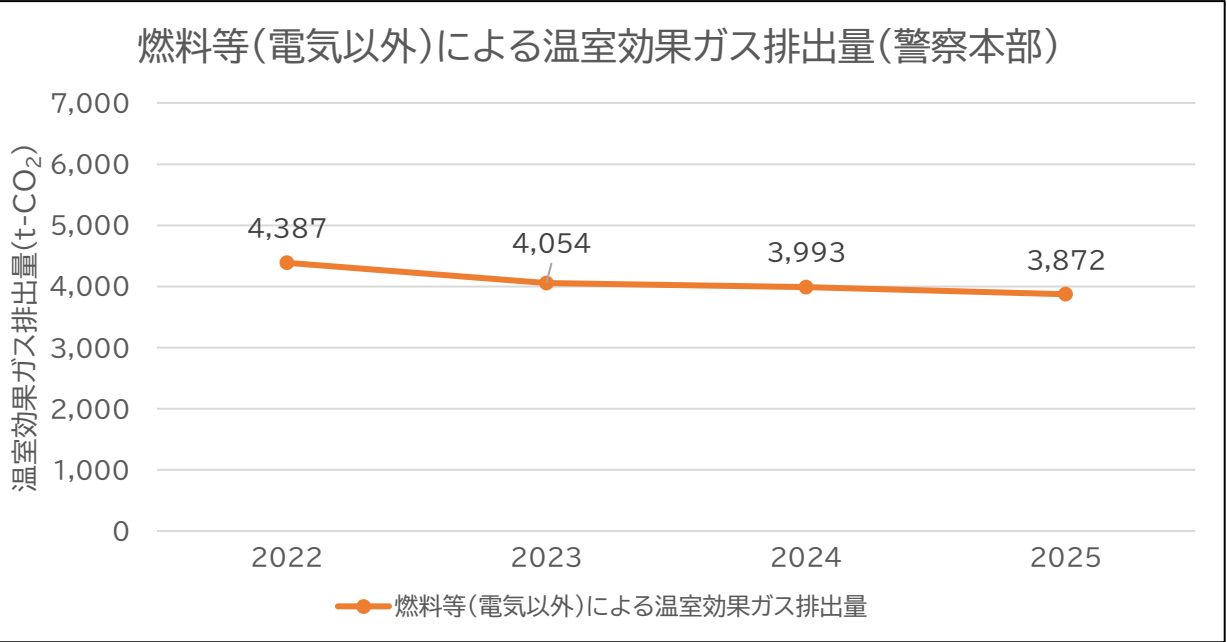
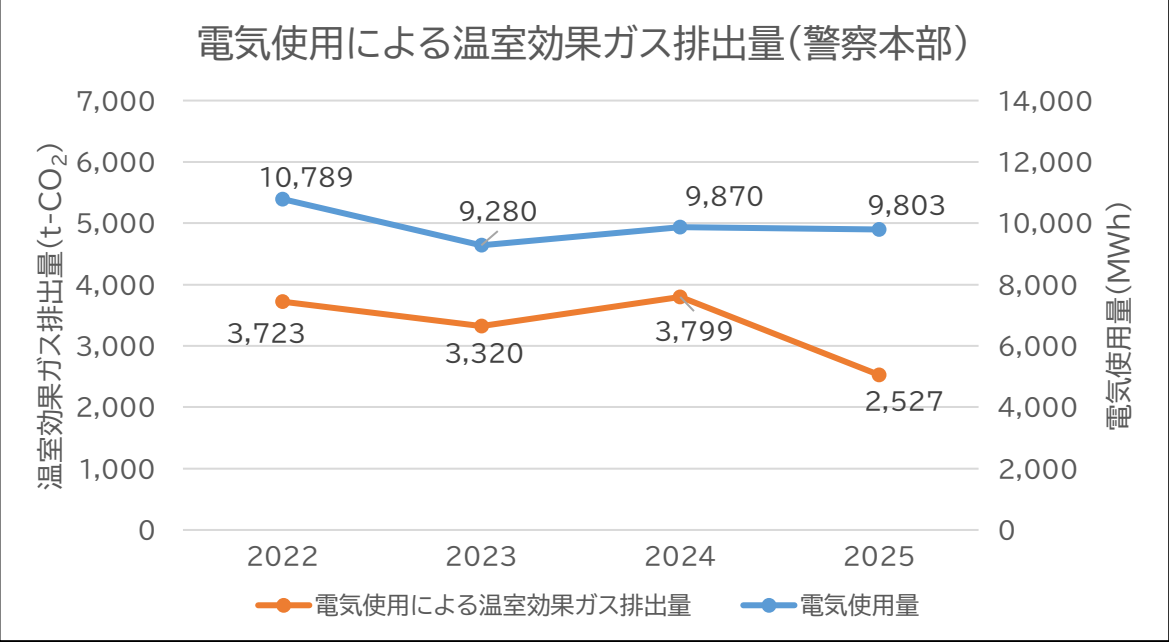
※電気使用による温室効果ガス排出量は、各施設の「電気使用量×電気契約先の排出係数」を合計して算出。











令和 8 年度三重県電力調達に係る環境配慮方針

(目的)

第 1 条 本方針は、令和 8 年度に三重県（以下「本県」という。）が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

(環境に配慮した電力調達契約)

第 2 条 「環境に配慮した電力調達契約」とは、本県が行う電力調達契約の競争入札に係る落札資格の確認に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、第 4 条に定める「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(対象機関)

第 3 条 本方針の対象機関は、知事部局、企業庁、病院事業庁、議会事務局、各種行政委員（会）事務局、警察本部の地域機関を含む本県の全ての機関（以下「各部局等」という。）とする。

(環境評価項目)

第 4 条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

- ① 二酸化炭素排出係数
- ② 未利用エネルギーの活用状況
- ③ 再生可能エネルギーの導入状況
- ④ 省エネルギー（以下省エネ）に係る情報提供、簡易的ディマンド・リスポンス（以下 DR）の取組、地域における再エネ創出・利用の取組、または環境マネジメントシステムの取組

(評価)

第 5 条 本県が行う電力調達契約の入札に参加を希望する小売電気事業者は、前条に定める環境評価項目を、別表 1「三重県環境に配慮した電力調達契約評価基準（以下「評価基準」という。）」により算定し、その評価点等を「三重県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書（様式 1、以下「評価項目報告書」という。）」に記載し、三重県知事に提出するものとする。

- 2 環境共生局長は、小売電気事業者から提出された様式 1「評価項目報告書」の内容を確認し、各小売電気事業者の評価点を判定する。
- 3 環境共生局長は、判定の結果について、各部局等の長及び各小売電気事業者へ通知するものとする。

(落札資格)

第6条 落札資格は、次のとおりとする。

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※)しており、かつ、第4条に定める取組の4項目に係る数値等を、別表1に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る。)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

(落札資格の確認)

第7条 各部局等の長は、各小売電気事業者の評価点を確認し、落札資格の有無を確認するものとする。

(再生可能エネルギー電気の調達)

第8条 各部局等は、電気の供給を受ける契約ごとに調達する電力に占める再生可能エネルギー電気の割合を仕様書等に明記するものとする。調達する再生可能エネルギー電気の定義及び調達する電力に占める再生可能エネルギー電気の割合は、次のとおりとする。

ただし、本方針に基づき入札を実施した結果、入札不調となり、改めて本方針に基づいて入札を行う場合は、この規定を適用しないことができる。

(1) 再生可能エネルギー電気

再生可能エネルギー電気とは、以下の証書等により、再生可能エネルギーであることを証明された電気をいう。

ア 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで電源が特定できる非化石証書(再エネ指定)

イ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気由来の証書であってFIT 非化石証書及びトラッキング付非FIT 非化石証書(再エネ指定)、グリーンエネルギー証書(電力)、再生可能エネルギー電気由来のJ-クレジット

(2) 調達する電力に占める再生可能エネルギー電気の割合

電気の供給を受ける契約における調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合は、原則40%以上とする。

(特定電源割当証明書の提出)

第9条 第8条に規定する契約を締結した小売電気事業者は、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の割合について確認できる資料として、「特定電源割当証明書(様式2)」を電力供給終了後に発注者に提出するものとする。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを特定電源割当証明書提出後に発注者と協議により定めた期間内に提出するものとする。

2 第8条に規定する契約を締結した小売電気事業者は、供給先施設における再生可能エネルギー電気の調達に際しては、地域共生が図られていない発電施設において発電された電力の調達を回避するよう努めることとする。

(その他)

第10条 本方針により定めるもののほか、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

(事務処理)

第11条 本方針に係る事務処理は、環境生活部環境共生局地球温暖化対策課において行う。

附則

この方針は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1 「三重県環境に配慮した電力調達契約評価基準」

要素	区分	配点
① 令和 6 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素 排出係数（調整後排出係数） 〔単位：kg-CO ₂ /kWh〕 * 1	0.000 以上 0.350 未満	70
	0.350 以上 0.375 未満	65
	0.375 以上 0.400 未満	60
	0.400 以上 0.425 未満	55
	0.425 以上 0.450 未満	50
	0.450 以上 0.475 未満	45
	0.475 以上 0.500 未満	40
	0.500 以上 0.520 未満	35
	0.520 以上	0
②令和 6 年度の未利用のエネルギー活用状況 * 2	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和 6 年度の再生可能エネルギーの導入状況 * 3	15.00%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	導入していない	0
④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネ創出・利用の取組、または環境マネジメントシステムの取組 * 4	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

* 1 「令和 6 年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。

小売電気事業者の事業者全体の調整後排出係数（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づき環境大臣及び経済産業大臣が公表したもの又は温対法に基づき小売電気事業者が算定した最新のもの）。

- (1) 調整後排出係数とは、最新の「電気事業者ごとの基礎排出係数及び調整後排出係数の算出及び公表について」に基づき算定されたものをいう。
- (2) 温対法に基づき算定される小売電気事業者の基礎排出係数及び調整後排出係数については例年 7 月頃と 12 月頃の 2 回公表されている。7 月頃に公表される事業者全体の排出係数は

前々年度のものである。他方、環境省が公表する裾切り評価に使用する供給区域別の配点例の作成に当たって参考とする調整後排出係数は、12 月頃に公表される前年度のメニュー別排出係数、残差排出係数、及び小売電気事業者が温対法に基づき算定した排出係数であることから、裾切り方式の実施に当たっても、可能な範囲で最新の小売電気事業者が算定した調整後排出係数を使用するものとする。

＊ 2 「令和 6 年度の未利用エネルギーの活用状況」とは、以下の方法で算出した数値をいう。

【算定方式】

$$\text{令和 6 年度の未利用エネルギーの導入状況（％）} = \frac{\text{①}}{\text{②}} \times 100$$

① 令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）

② 令和 6 年度の供給電力量（需要端）（kWh）

(1) 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

ア 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

イ 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

(2) 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。

ア 工場等の廃熱又は排圧

イ 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「FIT 法」という。）第 2 条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）

ウ 高炉ガス又は副生ガス

＊ 3 「令和 6 年度の再生可能エネルギーの導入状況」とは、以下の方法で算出した数値をいう。

ただし、①から⑥の再生可能エネルギー電気の利用量は令和6年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

【算定方式】

$$\text{令和6年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$$

- ① 令和6年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量 (送電端 (kWh))
- ② グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの証書 (電力) の量 (kWh)
- ③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh)
- ④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh)
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非 FIT 非化石証書の量 (kWh)
- ⑥ 令和6年度の供給電力量 (需要端 (kWh))

- (1) 再生可能エネルギー電気とは、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備 (太陽光、風力、水力 (30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。)、地熱及びバイオマス) による電気を対象とする。
- (2) 民間で取引されているグリーン電力・熱証書について、証書の CO₂ 排出削減価値を国が認証することにより、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定・報告・公表制度における国内認証排出削減量等として活用できるようにするもの。
- (3) グリーン電力に由来するグリーンエネルギーCO₂削減相当量については、当該削減相当量として認証された自家消費電力量 (kWh) とする。
- (4) 省エネルギー機器の導入や再生可能エネルギーの活用による CO₂ 等の排出削減量、適切な森林管理による CO₂ 等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度である。
- (5) 非化石価値取引市場には「再エネ価値取引市場」と「高度化法義務達成市場」があり、FIT 非化石証書は「再エネ価値取引市場」で、非 FIT 非化石証書は「高度化法義務達成市場」でそ

れぞれ取引きされる。

＊４ 加点する取組は、次のとおりとする。

ただし、(1)または(2)のどちらか一方の取組を実施していれば加点となるが、両方の取組を実施していても重複加点はしない（加点は最高５点とする）。

(1) 省エネに係る情報提供及び簡易的DRの取組

省エネに係る情報提供及び簡易的DRの取組について、需要家の省エネルギーの促進、電力逼迫時における使用量抑制等の観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・電力ディマンド監視による使用電力量の表示（見える化）
- ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入）

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した使用電力量を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

(2) 地域における再エネ創出・利用の取組

地域における再エネ創出・利用の取組について、地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大の観点から評価する。

具体的な評価内容として、

- ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること
- ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること

(3) 環境マネジメントシステムの取組

加点対象となる環境マネジメントシステムの取組は、「ISO14001」、「M-EMS」、「KES」、「エコアクション21」、「エコステージ」とする。